

令和元年度第3回御船町議会定例会（6月会議） 議事日程（第2号）

令和元年6月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

- 4番 福本 悟 君
5番 田上 英司 君
9番 福永 啓 君
10番 田上 忍 君
7番 森田 優二 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 中城 峯雄 君 | 2番 井藤 はづき 君 |
| 3番 宮川 一幸 君 | 4番 福本 悟 君 |
| 5番 田上 英司 君 | 6番 増田 安至 君 |
| 7番 森田 優二 君 | 8番 岩永 宏介 君 |
| 9番 福永 啓 君 | 10番 田上 忍 君 |
| 11番 清水 聖 君 | 12番 井本 昭光 君 |
| 14番 池田 浩二 君 | |

3 欠席議員（1人）

- 13番 岩田 重成 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	税務課長	上村 欣也 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福祉課長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復興課長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	本田 太志 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	作田 豊明 君	建設課長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	沖 勝久 君
監査委員	吉川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） 本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

では、順番に発言を許します。

○4番（福本 悟君） 質問番号1番、座席番号4番の福本悟でございます。

まず、一般質問に先立ち、先般4月に行われました統一選挙において、町長に再選されました、藤木正幸町長に対し、心からお祝いの言葉を申し上げさせていただきます。言うまでもなく、町の代表機関を構成する町長及び議員は町民の信託に応える活動を行い、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を活かして、地域の問題を解決、町民の皆様の安心・安全のことなど、町民の意志を町政に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、町の総合計画の将来像であります「自然いっぱい夢いっぱい、活気あふれる交流の町御船」という同じ目指すべき方向性のもと、町長と議会是对等な立場に立ち、是は是、非は非の立場で町のことについて論議を深めていきたいと考えております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、一般質問については、質問者であります議員と答弁者であります町長あるいは執行部職員とのやり取りとなりますが、傍聴者及び全議員に対して理解していただかなければならないと思っています。前回の全員協議会での申し合わせのとおり、町議会基本条例

第7条の、一問一答方式に基づき、一問一答ごとに質問及び答弁、また再質問は質問席で要旨ごとに質問及び答弁という順で進めさせていただきたいと思います。

それでは、先般事前通告しておりました議題について、質問をさせていただきます。

1番目の、町長の政治姿勢について伺わせていただきます。

藤木町長が前期就任されてから4年余り経ちますが、この4年間の藤木町政を振り返って看了看ときに、前回お約束しておりました平成27年の第3回6月定例会で、町長は所信表明をされております。要約しますと、笑顔あふれるまちづくりを進めていく上で、共働を公約の1つに4つの施策として、1つ目が共働政策、2つ目が環境経済対策、3つ目が教育福祉政策、4つ目に芸術文化政策、この4項目を柱に町政を進めていくと表明をされました。

次に、重点施策として、1つ目に組織改革では機構改革、2つ目に地方創生では町の特性を踏まえたまちづくり、3つ目に町政の課題に対する対応、1つが竹バイオマス事業、次に吉無田高原への団体進出と開発行為、給食センター建設、この3つの課題を早急に解決に向けて取り組むとありました。

そこで町長に伺わせていただきます。この4つの柱に対して、町長としてその達成度といますか、この成果について伺わせていただきます。また、その政策に対して、町長が心残りと言いますか、その辺についてもお伺いをさせていただきたいと思います。

次が、町長の政治姿勢の2つ目の質問になります。

藤木町長が求めてきた町民に寄り添うまちづくりはどのようなものをまずお伺いをさせていただきます。

次に、町民の皆様の意見や要望を町に反映させる仕組みづくりについて、町にはいろいろな計画があるかと思ひます。1つは、大きな総合計画を含め、いろいろな計画があるかと思ひますが、策定にあたっては、町民の皆様の意見等を反映させなければなりません。しかし、今回、選挙戦の中で、町民の皆さんの声を聞く限り、その思いが施策に十分反映されてきたとは思えません。

2期目にあたり、藤木町長は町の広報紙5月号の中で、コミュニティを大切にしたまちづくりを柱としている。1つ目が震災復興計画の確実な実施。2つ目に地方創生総合戦略の推進及び総合計画の策定。これを2期目の公約として挙げておられます。

町長は町民の皆様の意見・要望をどのような仕組みで反映されるかを伺ひます。もちろ

ん行政及び私たち議員は、町政に関する情報を町民に対して説明する責任があります。藤木町長は、2期目の公約を町民にどのように伝え、実行されるのかをお伺いします。

再質問は質問席で伺わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の質問、「町長の政治姿勢を問う」についてお答え申し上げます。

今、福本議員が言われたとおり、平成27年度の6月議会において4つの施策に取り組んでいくことを申し上げました。その中で、重点課題であった防災力の向上のための防災行政無線の整備については、平成30年度に完了することができました。また、自立した行財政の運営のための企業誘致やふるさと応援寄附金の強化にも取り組んでまいりました。

教育関係では、学校給食センターが完成し、平成29年度から稼働しております。また、地域未来塾や放課後子ども教室など、学校における社会教育の取り組みも充実してきています。各小学校のエアコンの設置など、学校環境の整備も計画的に進みました。しかしながら、平成28年の熊本地震により被災者の再建を最優先として、また道路や水道などインフラの復旧に全力で取り組んでまいりました。平成27年度の6月議会で述べた施策につきましては、地震の影響で大幅な見直しを迫られたものでもありました。

2期目の就任にあたり、震災復興計画の確実な実施、地方創生総合戦略の推進、総合計画の策定を掲げ、人を育む御船町、ここに住み続けることができる御船町を目指しています。このような中で、まちづくりを進めていく上で、町民の皆様からも幅広く意見をいただく必要があると思います。今後は、役場から地域へ足を運び、地域の実情把握に努め、問題解決や各地区の活性化につなげるよう、きめ細やかな住民サービスを提供してまいります。

○4番（福本 悟君） それでは、再質問に入らせていただきます。

私も一議員でありますので、いろんな行政の情報を町民に伝えていきたいと思います。そこで、それぞれの町長の4つの柱といいますか、共働政策、環境経済対策、教育福祉政策、芸術文化政策、それぞれの成果、この4年間の成果、それと課題をまずはお伺いをさせていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、お答えいたします。

まず、町長の政策の中の共働の推進という形で、今質問があったかと思います。成果としまして、先ほど町長も言われました。まず、企業誘致の推進が確実にできてきたという

こと。それと、ふるさと応援基金の強化、これも年々ふるさと納税あたりが増えてきたということで、このあたりは成果として挙がっているのかと思います。また防災力の向上として、防災行政無線が平成31年4月に運用を開始したということになります。これは、熊本地震を受けて早急に整備したものでありますが、平成31年度に供用ができたということで、これは大きな成果になるかと思います。ただ、防災行政無線につきましては、4月供用開始を行ったばかりということで、いろんな課題はありますので、一つ一つ解決に向けて進めていきたいと考えています。

○環境保全課長（緒方良成君） それでは、環境経済対策の成果と課題について、お答えいたします。

環境保全事業の一環といたしまして、平成30年度に「2018環境フォーラム in 御船」を開催しております。この事業は中山間地域における里地・里山を有する多面的な機能の意識醸成を促し、次世代へ継承を図ることにより、町民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的として、本町に環境省の事務次官を招き、開催をしております。

この環境フォーラムを通じて、町民の皆さんの里地里山への意識が非常に高まっております。

課題としましては、今後この活動をどのようにしていくのかでありますので、里地里山法を活用して、正式名称は生物多様性地域連携促進法とありますが、その法律に基づきまして、地域連携保全活動計画書を作成するために、本年度協議会の設置や基礎的な情報を収集する地域連携保全活動支援センターを設置いたしまして、関係団体と協議を図っております。

○学校教育課長（西本和美君） それでは、教育福祉政策についてお答えいたします。

さきの町長答弁にもありましたとおり、この4年間の成果としましては、公約の1つでありました学校給食センターが完成し、平成29年度から稼働しております。また、地域未来塾、放課後子ども教室など、学校における社会教育の取り組みも充実してまいっております。

その他の教育施策としましては、熊本地震が御船町の教育に与えた打撃は相当なものでしたが、教職員、保護者、地域を挙げての復旧・復興の努力により以前にも増して、笑顔あふれる学校教育が展開されております。優秀教育員・組織の表彰、生徒のボランティア活動の表彰、少年の主張の表彰、木工日本一の表彰など、数え切れないほどの全国表彰が

相次ぎ、素晴らしい学校、素晴らしい子どもたちが育っております。

また、遅れていましたＩＣＴ環境の整備やエアコン設置など、教育環境の整備も積極的に進んでおります。

社会教育におきましては、公民館分館や各種指定文化財の修復、社会教育施設の復旧、カルチャーセンター工事等の社会文化施設等の復旧も順調に進み、生涯学習の振興にも明るい兆しが見えております。

課題としましては、子どもたちのさらなる知育、徳育、体育の充実。地震からの創造的復興に欠かせない、学校を核とした地域コミュニティの充実、推進が考えられます。今後は地域コミュニティの核である学校、地域を結びつける地域学校協働活動やコミュニティスクールに力を注ぎ、学校、家庭、地域一帯となった教育を推進し、学校、ふるさと、地域を愛する子どもたちを育ててまいります。

○社会教育課長（沖 勝久君） 芸術文化政策について、成果と課題について御説明を申し上げます。成果といたしまして、今年、今年度ですけれども、25年目の節目を迎えます子ども英語劇、カルチャースクール、学校への演奏家派遣事業などの自主事業、芸術文化団体等への活動助成、またロボコン、物づくり、青年の主張など芸術文化面で活躍しました子どもたちへの人材育成助成、小学校への演劇体験の共催を通しまして、芸術文化の継承及び発展の支援を行ってまいりました。

課題といたしましては、熊本地震以降、芸術文化にふれ合う機会についてすべてを満足できるような状態でないことは御存じのとおりだと思います。今後につきましては、復旧・復興予算とのバランスを考慮しながら、必要な施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○4番（福本 悟君） ただ今それぞれの政策等について担当課より答弁をいただきました。

1点、お尋ねをさせていただきます。ただ今は成果と課題をいただきました。その点についての、住民に対しての公表について、公表を実施されているのかを、確認をさせていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） 現在公表はしておりません。

○4番（福本 悟君） ただ今総務課長から公表していないということです。今回選挙戦、私も初めて戦わせていただきました。その中で、多くの何かやはり声を聞くのが、もう職員の皆さんは本当に頑張っておられます。ただ、なかなか私たちにその姿が見えてこないとい

うことで、こちら、ぜひとも公表といいますか実績を住民にお伝えをしていただきたいと思います。

時間は、私のほうで1時間、あと防災等ありますので、最後にこの件について町長に伺わせていただきます。この4年間の評価については、本当はこれは町民の皆さんがすることなのだと思いますが、公約をした町長として、この成果に点数をつけるとしたら100点満点として何点になるかを、こちらのほうに答弁いただければと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思います。

今100点満点で点数をとということでありましたけれども。私といたしましては、今回の4年間の成果といたしましては、点数はつけないと思っています。なぜかと申しましたら、震災がございました。震災の影響で、私たちはまだ復旧段階です。復旧に4年、復興に4年、8年掛けてこの町を元通り以上に頑張っていくところであります。

この中において、この4年間の成果を点数で表すことではなく、私たちが行ってきたことを、町民のためにしてきたこと、そういったものを町民の方で評価していただきたいと思います。

給食センターもできました。防災行政もできました。できたことを私はできたからよかったと思うことで、そこに点数をつけようとは思っていません。防災行政無線はつけました。つけてどう活用するかというのが一番大事なところだと。給食センターを造りました。造ったけれども、今後給食センターで安心・安全な食を提供できるか、そこを私としては頑張っていきたいと思います。

そちらのほうの評価を今後上がるように町を上げて頑張っていきたいと思っています。

○4番（福本 悟君） 町長も私と同じような考えだなと感じをさせていただきました。点数はなかなか、今回は地震等もありましたので、大変難しいと感じております。

今回、町長は初めて町のトップとして行政の舵を取られまして、特に町政の課題に対する対応、また熊本震災の対応につきましてご苦労したかと思います。2期目にあたっては、町民の皆さんも納得いただけるような町政運営をお願いし、その要旨の1番を終わらせていただきたいと思います。

それでは、要旨の2番の再質問になります。私も3月までは一職員として勤務しておりました。その中で、町長の言葉でよく聞く言葉が「町民に寄り添う」ということを聞きました。藤木町長に確認をさせていただきます。町長が求めてきた町民に寄り添うまちづく

りについて、再度伺いをさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） お答えしたいと思います。

町民に寄り添うという言葉は私は毎回朝礼、その他職員とお話をする時には必ずしています。寄り添うという言葉の意味というのは、私たち職員が町民に寄り添ってますよという言葉が発するのではなく、町民の方々が、「寄り添ってくれてありがとう」という言葉をいただいたときに初めて寄り添うという言葉が成立すると私は考えております。やはり「ありがとう」という言葉は、完結編だと思います。何もしないでありがとうという言葉言ったりすることはできません。私たちの行った行動、言動によって相手の方が本当に寄り添っていただいたと思ったときに初めてありがとうという言葉が相手の口から発せられるということを説いてまいりました。

そのためには町民の目線にかえらなければいけない。子どもさんと話すときには子どもさんの目線にならなければいけない。そして、年配の方と話すときには年配の方の目線にかえらなくてはいけない。そういったことで、私たち職員は町民の方々にどれだけ気づくことができるか、先読みすることができるのかと、そういったことを寄り添うという言葉に表しております。全庁挙げて、これからも寄り添うことができるように努めてまいりたいと考えています。

○4番（福本 悟君） 藤木町長の今後も今の「寄り添うまちづくり」期待をしております。

今のことを踏まえて、町民の皆様のいろいろな意見とか要望をどのような仕組みでこの町政に反映されるのかを、伺いをさせていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町民の皆様の幅広い意見をいただくということが必要だと思います。そのような中で、今現在嘱託員定例会を年に4回ほど開催しております。その中におきまして、嘱託員の皆様からの意見、要望等を随時受け付けをしております。提出をいただいております。それに対しまして、執行部より丁寧な回答を出しているところです。時期的には4回ということですが、その意見書、要望書等につきましては、順次受け付けを行っているということです。それと、役場の玄関にあります提言箱あたりにもいろいろな意見が寄せられております。またホームページだったり広報等においてもいろいろな意見、要望等も出ております。

私たちとしても、正確な情報、いろんな情報は町民の皆さんにやはりお伝えしていくと

いうことが大事だろうと思います。そして、町民の皆様にも町政に対してまた行政に対しましても、関心を持ってもらうというのが一番の結果になるかなと思っています。

○4番（福本 悟君） それでは、あと2点お伺いをさせていただきます。今、課長の答弁の中に嘱託員の定例会、そこで要望書等の提出を行っていると言われていると答弁されたと思いますが、それは間違いないでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、間違いありません。

○4番（福本 悟君） この地域の課題といますか、やはり地域の代表であります嘱託員、やはりその嘱託員からの情報をいただく、それがやはり一番のコミュニケーションといますか、それを年少なくとも1回以上はやっていただいて。ただ、それですべてができるとは限りませんので、そこで行政のほうには優先順位といますか、緊急性とか、そちらのほうで対応していただければと思います。

最後に1点、先ほどのこの寄り添うまちづくりについてであります。町のほうから出向いて何か説明会をすとか、それがどういうのかまだ頭に浮かんでいませんけれども、町のほうから行って情報を聞き出す、町のほうから情報を出すとか、そういう機会の場を設けることについて、少し説明をいただければと思います。

○町長（藤木正幸君） お答えいたしたいと思います。

私の今回の選挙戦においても、お伺い行政という言葉が発してきました。お伺い行政には2つの意味を私は思っています。1つは、私を含めて職員が各地区へ出向いてお話をしたり聞いたりするという仕組みを作り上げるという部分が1つ。

それともう1つが各地域において、なかなか役場が遠い存在となってきたと。これは交通の問題もあるだろうし、高齢化の問題もあるだろうと考えています。なかなか町民の方が役場に来る機会というのが、だんだん減ってきたということを感じます。だったら、その地域に役場の者が行って、地域の公民館等でお話を聞くとか、そこで業務を行うとかいう、この2つのことを考えております。

これから、今思案中ですので、こういったものが確立いたしましたら、またお伝えして、地域活動に根ざしたものに作り上げていきたいというふうに考えております。

○4番（福本 悟君） 御船町においては、6月から副町長が新しく来られましたので、今町長の言われましたことを、なるべく早急に対応をしていただいて、この今回の町長選、藤木町政でよかったというような、この4年間にできるように、努力をしていただきたいと

思います。

1 番については、以上で終わらせていただきます。

それでは、2 番目の防災対策について伺います。災害は忘れたことにやってくると言われておりますが、近年の気象状況を見てみますと、ゲリラ豪雨や台風の勢力は年ごとに巨大化しているように感じております。3 年前の平成28年の熊本地震より御船町は震度6 弱の地震に見舞われ、これまでに経験したことのない未曾有の被害を受けました。また、近くには布田川・日奈久断層があることは皆さん御存じのとおりであります。この震災から3 年2 カ月余りが経ち、この地震で得た経験、教訓を風化させないために、藤木町長は今後の防災対策について、どのように考えておられるか伺います。

次に、防災行政無線について伺います。防災情報を住民に周知することを目的に国の緊急防災・減災事業債を活用した防災行政無線が本年4 月1 日に開局をされました。藤木町長は落成式の中で、迅速で正確な情報伝達、安全・安心なまちづくりにつなげたいと挨拶をされております。

町長に伺わせていただきます。防災行政無線を活用した安全・安心なまちづくりについて伺わせていただきます。

あとは再質問をさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

このたびの震災での経験や教訓を風化させないための防災対策について、お答えをいたします。平成28年熊本地震において、私たちは大震災は常に身近で起こり得るという現実を経験してまいりました。今後、再び熊本地震のような大災害が発生した場合でも、この経験や教訓を活かしてほしいという思いから、平成30年度に平成28年熊本地震災害記録誌を作成し、全戸に配布をいたしました。

また、平成30年5 月には総合防災マップを作成し、全戸配布しています。これは、洪水・浸水想定区域や氾濫特定区域、土砂災害危険区域、避難所、水防倉庫、消防詰所などをひとまとめに地図上に示したものであります。

次に、町全体を巻き込んだ防災訓練についてお答えいたします。町全体の防災訓練につきましては、嘱託員からも開催してほしい旨の意見をいただいております。開催する方向で検討をしてきました。開催時期については、今年の秋を予定しています。詳細については、現在詰めているところですので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

今年4月に防災行政無線の運用を開始しましたので、その機能をフルに活用できる訓練を計画したいと考えています。

次に、防災行政無線についてお答えします。無線が聞こえない地域がないかという質問ですが、現在聞こえない地域、聞きとりにくい地域は存在いたします。屋外拡声子局の配置については、各地区の嘱託員と相談しながら、その地域において最適と思われる場所に設置をしたところであります。しかし、屋外拡声子局からの距離や障害物等の有無などにより音声が届かない地域もあります。

次に、戸別受信機についてお答えいたします。防災行政無線の戸別受信機の対応については、御船町防災行政無線戸別受信機対応要綱に基づき行ってまいりました。要綱において、対応の条件、対応対象者等について定めています。防災行政無線の設置段階では全戸配布を検討しましたが、整備費がかなり高額となることが予想されましたので、条件付きで貸し出すことといたしました。しかしながら、住民の生命と財産を守るためには、できる限り多くの世帯で戸別受信機を配置することが効果的であるということも認知しております。

○4番（福本 悟君） それでは、総務課長に伺いをさせていただきます。

こちらのほう、地域防災計画の中にあります指定緊急避難場所及び指定避難所について、これがどのような施設であり、御船町はどれだけの数なのかを、お答えをお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、緊急指定避難場所と指定避難所と2種類あるかと思います。これは災害対策基本法に定められているものでありまして、災害緊急指定場所とは災害が発生し、また発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所という位置づけになります。ここにつきましては、御船町で34カ所あります。

続きまして、指定避難所です。これは災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設ということで、災害対策基本法に定められております。この2つについては、市町村が指定するということで、定められています。指定避難所につきましては現在29カ所がございます。

○4番（福本 悟君） ただ今、総務課長から答弁をいただきました。まずは、指定緊急避難場所と、これは災害の危険が迫った場合に、一時的に避難する場所を、そのとおりという

ことです。それと指定避難所については、被災者の方が一定の期間避難するかと思いますということで、理解をさせていただきました。

先ほど、町長の答弁の中に、住民を巻き込んだ防災訓練、実は次に、私のする予定でありましたこの計画はあるかどうかということで、先ほども本年秋に計画ということですので、少し、なぜこういう質問をしたかということだけを、説明をさせていただきます。

町の地域防災計画、これは災害対策基本法第42条に基づきまして、毎年計画を策定し検討を行い、必要に応じた修正をされております。この第3章、災害予防計画、第10節、防災復旧計画の中の普及の方法として、防災訓練をする普及、また11節、防災訓練には関係機関の参加と住民、その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものと、その地域防災計画というのがうたっていましたので、今回質問させていただきました。そこで町長の答弁には住民を巻き込んだ総合防災訓練を今年秋にはしていくということで、この質問は割愛をさせていただきます。

それでは、2つ目の再質問に入らせていただきます。まず、総務課長に伺いをさせていただきます。今年の4月に開局しました防災行政無線事業の概要について、それぞれ事業費、屋外拡声局、また対応状況等について、説明をいただきたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

ただ今御船町防災行政無線の事業についてということで御質問ありました。まず、事業費からお話をいたします。事業費は設計費を含めまして、8億6,053万7,580円が総事業費となっております。着工しましたのは平成29年9月21日、竣工が31年3月15日です。

施設の整備した内容としましては、親局が3局と中継局1局、そして簡易中継局が6基設置しております。それと屋外の拡声子局これが103基設置をしております。それと、防災用のカメラを4基、役場、若宮堰、滝川樋門下流域、水越ということで、重要な部分について監視カメラを設置しております。そのほか、気象情報として雨量計、水位計、風速計等を整備しております。また移動系の無線として、これは消防団を中心に役場と消防団と消防署を含めて50基を整備しております。

それと、避難所における監視システムということで、13基、これは避難所の出入口について、カメラの設置をしております。そこで人数の把握だったり、避難所の、避難される方の状況あたりを確認したいということですけど、13基つけております。例えばスポーツセンター、カルチャーセンターと各小学校の体育館等にカメラを設置しております。

主な全体的な機能としましては、防災無線としまして災害情報の一元化、また屋外拡声子局や戸別受信機による伝達とＪアラートの自動配信、伝達ということになっております。それと被災情報の一括管理という形で運用、そういった機能を持ち合わせる場所です。

○４番（福本 悟君） ただ今の中の戸別受信機の内容について説明をいただきました。１点だけ確認をさせていただきます。この戸別受信機の貸与の申請方法、また周知について再確認をさせていただきます。と申しますのが、この要綱を見てみますと、嘱託員とか公民館分館長、民生児童委員、消防団員の幹部、また障害者、弱者といいますが、に対して対応できるということですが、実際この申請自体は自分からその本人が申請するものなのか、それとも、また別な方法があるのか。そこのところを確認を。それとその周知方法、そういったものを確認させていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

先ほど、戸別受信機の数について答弁をしていませんでした。現在戸別受信機につきましては296基整備を終わっているところです。この戸別受信機の貸与につきましては、先ほどの要綱に基づいて私たちも行っているところです。その中で、貸与の条件として幾つか挙げております。その貸与の条件としては、まず聞こえない地域等が今一番だと思います。それと子局のない地域については戸別受信機で対応をしているところです。

現在、これまでの貸与の周知につきましては、10回ほど皆さん方に説明を行っています。まず、平成30年１月には嘱託員定例会において、この内容について周知を行っています。それと、30年４月につきましては、広報みふねを使いまして、１ページにわたって、戸別受信機申請の周知という形で行っております。またホームページでも同様です。それと、子局のない地域、特に山間地域になりますけれども、そこの地域につきましては、直接嘱託員さんに説明を行って、申請の周知等の依頼等を行っています。嘱託員定例会において３回、個別の嘱託員さんには１回行っています。それとその他介護事業所、また公民館分館長、民生児童委員会の定例会において戸別受信機の周知を行っています。平成30年１月から令和元年の５月の間に10回ほどは行ったというところです。

この申請につきましては、随時受け付けを行っています。議員が言われたとおり、申請書を出していただいて、町で決定するという形になります。申請書につきましては、区長さんまたその他民生児童委員の皆さん、分館長さんとかいう形から、申請者の方に周知をしていただいて、提出をしていただくという形になるかと思います。

○4番（福本 悟君） 総務課長にお尋ねをさせていただきます。ただ今丁寧にそれぞれ数多くの説明会といたしますか、いろんな場所で説明をされたと伺っております。そういうことを丁寧にされておりますが、実際のところ、皆さん住民がどう受け止めているのかなあとということ。では今現在議員の方は何名つけておられますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、議員の皆様におかれましては、まだ設置は行っておりません。

○4番（福本 悟君） 総務課長から答弁をいただきました。今からというところで、これで実際にいいのかなあと思うのですけれども。それぞれの嘱託員さんとか、毎月このあたり来られますので、嘱託員さんとか民生委員さんとか。それから、どの程度地元でそれが流れているかというところで。もともとの設計の段階で、ある程度の嘱託員の数とか、公民館分館長、民生児童委員、消防団の幹部、また障害者関係とか、ある程度はもともと設計の工事費の中に入っているかと思います。

今回、補正の話はできませんけれども、補正で予算が少し上がってきたかと思います。何を言いたいかといいますと、なかなか知っている人は知っている。知らない人は知らない。この用紙自体をどこからもらえばいいのか、なかなかホームページからダウンロードしてくださいとか、もうちょっと住民の目線で対応をしていただければと思います。これは、先ほど冒頭で町長のお言葉がありましたので、そこには最終的にはつながっていくのかなと思いますので。今後この防災行政無線につきましては、こういうところに対応していただければと思います。

それと、防災行政無線の聞こえない地域に対しては、もう町長から答弁を先ほどいただきました。もう私のほうは、確認を実はこの2の中ではないかなと思っていましたけれども、実際聞こえない地域がありますとお聞きいたしましたので、これを100%に近い状態に、100%が本当なところだろうと思いますけれども、その聞こえない地域に対しての補完策といたしますか、その点最後はまた町長からお答えいただきたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、防災行政無線、4月に運用したばかりであります。いろんな課題等があります。一番言われているのは、やはり聞こえない、聞こえにくいといった地域があるということは、把握しております。そこは私たちも調査をしながら、できれば戸別受信機あたりを整備しまして、確実に情報が伝達できるということを考えていきたいと思っております。

○4 番（福本 悟君） いよいよ九州北部地方も、今週には梅雨に入るかなというところで情報を伺っておりますけれども、今の現状で聞こえないところがある。これからまた今度は再度災害、大雨とか台風とか、そのときにはますます聞こえない状況に陥るかなというところで考えております。総務課長から答弁がありましたように、この防災行政無線というのは、災害時に情報、伝達を目的に設置を今のところお願いしております。迅速で正確な情報の伝達、これも町の重要な責務等であると考えています。すべての町民の皆さんに情報の提供ができるように、早急な対策の検討のお願いをさせていただきたいと思います。

私の質問はこのところでちょうど1時間となりましたので、この辺で終わらせていただきます。また、今度は9月には一般質問に出させていただきます。

以上で終わります。

○5 番（田上英司君） 質問順番2番、議席番号は5番、田上英司です。私は無口で口下手でありますので、若干わかりにくい点があろうかと思えます。お許し願えればと思います。また、本日一般質問の機会をいただきました関係各位に厚く御礼を申し上げます。

さて、竹バイオマス裁判に至る経緯についてということについて質問をさせてもらいます。至誠一貫、真実を貫くために、行政トップで権力者であられる町長がいかにこの問題に対して認識をお持ちなのか、虚心坦懐に質問をさせていただきたいと思っております。

平成20年4月始まりました御船バイオマスタウン構想については周知のことでするので省略いたします。一般住民との住民訴訟が始まりまして、平成26年10月に町が敗訴しまして、翌年の平成27年4月に現藤木町政となった後控訴を取り下げられ、町による個人への損害賠償請求事件というふうに移り、展開して現在に至っているというのが大まかな流れであります。この問題は、当時の行政トップの首長1人、全責任を押し付ける形で推移しておるわけであり、行政は議会制民主主義の名のもとにチェック機能を果たす議会の承認を得て動いておるところであります。首長といえども、行政のトップといえども、独断できるものではないわけであります。

この点をこの本件裁判に関して多くの町民が疑問に思っているところであります。争いはほとんどの人間は好みません。しかし、好むと好まざるにかかわらず、何らかの意思を持って争いをする人が世の中にいるということも事実であります。本件は裁判という手法をとった醜い町対町民の争いであります。そのことを追求すると、本件はもう司法の場に

移っていると。司法の判断に任せていると、他人事のように言われる方もおられる。しかし、世の中はだからこそ司法・立法・行政という三権分立制度がありまして、司法の常識は時としては、行政の非常識にもなるわけです。なぜかといいますと、行政が営々と長々と努力して、町の発展のため、町民のためにと頑張ってきたことも、行政であればこそ努力であります。司法との立ち位置は当然ながら違うわけです。本来、行政上の問題は行政で解決すべき問題では、決着をつけるべきではなかろうかと思っております、町民を巻き込んだ争いは避けるべきであると思っております。

行政当局として、竹会社の3億円を、債権を放棄されましたですね。にもかかわらず町民への裁判はまだ続いている。なぜこの争いが続いているのか。どういう背景をもって、町対町民という御船町で争いが続いているのか、ちょっと私も理解不足になるわけですが。竹バイオ会社、3億円が事の発端でしたが、3億円の誘致どころか、町のため、町民のため、企業誘致の構図は同じです。巨額な税金を使って、いまやコストコ誘致を町は頑張っているらしいです。これは頓挫したらもうだめですね。巨額な税金を使っていくわけです。そのためにも、この竹問題について検証をすべきではないかと思って質問をさせていただきます。

まず、第1に、通称竹バイオマス裁判が本年3月4日御案内のとおり、福岡高裁に控訴されております。そこで刑事裁判と民事裁判の相違について、どのような行政トップの御認識を持っていられるかお尋ねしたいと思います。

以下の質問は、質問席にて質問したいと思います。

○町長（藤木正幸君） 田上英司議員の1、通称竹バイオマス裁判の第一審が本年3月4日で終わり、福岡高裁へ控訴されているが、刑事裁判と、民事裁判の相違についてどのような認識であるかについて、お答えを申し上げます。

平成31年3月4日に判決言い渡しがありましたのは、山本孝二元町長を被告とする損害賠償請求訴訟事件であります。民事裁判とは人と人、社会と人などの私人の間の紛争を解決するための手続とされ、刑事裁判は、起訴された被告人が犯罪行為を行ったかどうか、刑罰を科すか科すべきかどうか等について判断するための手続とされています。

以上のことから、民事裁判は私人の間の紛争を解決するための手続であり、刑事裁判は起訴された被告人が犯罪行為や刑罰を判断するための手続であると認識を申し上げます。

○5番（田上英司君） ありがとうございます。まさにそのとおりでありまして、刑事裁判は善悪の判断、ましてや本件裁判については民事裁判には悪人はいないわけです。しかも、行政との民事裁判は、今町長の答弁のとおり手続上の問題を判断するものでありまして、民事裁判において原告、被告という立場にはなりますけれども、悪人扱いをするということとは、個人の名誉を侵害するということにつながるのではなかろうかと思います。

続いて、2番目の質問ですが、第一審裁判開始は、三審制度を無視した町長の住民訴訟裁判判決の取り下げによるものです。控訴取り下げは公約であったと町長はおっしゃいますが、選挙公約の文書は今も存在するのか。選挙運動中に発言されておられたのか、また、当時は一町民でいらっしゃったので、どのように控訴取り下げをお考えだったのか、お尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 2の質問、第一審裁判開始は三審制度を無視した町長の住民訴訟裁判判決の取り下げによるもの。控訴取り下げは公約であったと言うが、選挙公約の文書は存在するか。選挙運動中発言されていたか、また当時一町民の立場で控訴取り下げをどのように考えていたかについて、お答えを申し上げます。

まず、住民訴訟裁判判決の控訴取り下げについての選挙公約の文書は存在するかについてお答えします。平成27年4月の選挙戦当時、選挙公約としての発言は行っていました。口頭での発言でありましたので、文書は存在しておりません。

次に、当時一町民の立場で控訴取り下げをどのように考えていたのかについてお答えいたします。控訴審の町民対住民という構図を一日も早く解決するためには、控訴を取り下げることが必要であると認識をしておりました。

○5番（田上英司君） 今御答弁のとおり、文書を見たこともなかったということがわかったわけです。

続きまして、3点目、控訴取り下げの後、住民訴訟団が自己の弁護士費用として約600万円を町に請求したと聞いておりますが、実際町は幾ら支払いをなさいましたか、お尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 控訴取り下げの後、住民訴訟団が自己の弁護士費用として約600万円を請求したと聞いているが、町は幾ら支払ったかについてお答えを申し上げます。

平成27年12月16日、住民訴訟の原告代理人弁護士から弁護士報酬請求に関する通知があり、内容は、地方自治法第242条の2第12項に基づき、竹バイオマス住民訴訟に係る弁護士

費用として615万8,608円が記載されていました。この請求に基づいて、町は代理人弁護士と金額の交渉を行った結果、請求額を450万円とすることで折り合いが付きましたので支払いを行っています。

○5番（田上英司君） 450万円支払われたということ、はい、よくわかりました。

次、4点目ですが、町長が交代されますときに、前町長との事務引き継ぎをされておりますけれども、この竹バイオマス裁判の問題について、どのような引き継ぎがあったのかお尋ねいたします。

○町長（藤木正幸君） 4、町長交代時、前町長との事務引き継ぎがされているが、竹バイオマス裁判訴訟問題は引き継ぎされているかについて、お答えをいたします。

町長交代時に、元町長との事務引き継ぎについては行っていますが、裁判に関して、考え方、立場共に引き継いではおりません。

○5番（田上英司君） おそらく答弁のとおりであろうと思っております。先ほど公約と、公約に掲げていらっしゃったということでもありますので、引き継ぎは真剣には考えておられなかったと解釈をいたします。しかしながら、住民訴訟団と控訴裁判は議会で議決した内容だったはずです。それを知り得て事務引き継ぎもあんまり真剣さがなく終わったということは、当時の議会軽視、議会に対する無視ではなかろうかという批判を受けるものではないかなと思います。

時間の都合もありますので、次に質問させていただきます。

5番目、当時の議会に、控訴取り下げに係る理由書が提出されて説明されておりますが、この理由書の作成者はどなたでいらっしゃいますか。

○町長（藤木正幸君） 5、当時の議会に控訴取り下げに係る理由書が提出され、説明されているが、この理由書の作成者は誰かについて、お答えを申し上げます。控訴取り下げに係る理由書については、事務方へ指示をし、私が作成しております。

○5番（田上英司君） 当然のことだろうと思います。

6番目の質問です。この理由書に、町民の竹バイオマス事業に対する期待が高まったと。これは、理由書に書いてある内容です。ところが、金融機関からの竹資源会社への融資が目論見どおり実行されず、資金調達が困難となるという記載があるわけです。この目論見どおりというあまりいい表現ではないのですが、これは誰の目論見でございましょうか、お尋ねします。

○町長（藤木正幸君） 6、この理由書に、町民の竹バイオマス事業に対する期待が高まった。

ところが、金融機関からの竹資源会社への融資が目論見どおり実行されず、資金調達が困難となっている記載がある。この目論見どおりとは誰の目論見なのかについて、お答えを申し上げます。金融機関からの融資を目論んでいたものは、御船竹資源開発株式会社となっております。

○5番（田上英司君） はい、わかりました。

7番目です。これも、また、一部住民は、住民監査請求を経て裁判を起こしたことがあるとあるが、この一部住民とは約100名ぐらいの、当時117名だったと思いますが、その後106名ぐらいになりましたが、竹ん子の会と称する集団のことでしょうか、お尋ねします。

○町長（藤木正幸君） 7、また、一部住民は住民監査請求を経て裁判を起こしたとあるが、この一部住民とは約100名ぐらいの竹ん子の会と称する集団のことかについて、お答えを申し上げます。原告団で組織された118名の住民になります。

○5番（田上英司君） 原告団という表現でございましたが、竹ん子の会という名称は当時出てはおりませんか、お尋ねします。

○町長（藤木正幸君） 私どもは原告団と承知しております。

○5番（田上英司君） まあ、どういう集団であるのかは、わかっている人はわかっていると思いますので、質問はこれくらいにします。

8番目です。さらに、住民訴訟から一審判決が出るまでに3年半の時間を要した。この間の関係住民の労力を考えても、察するに余りあると言って町長はおられますが、このことは行政のトップの言葉ではなく、住民訴訟側の立場の者の言う言葉ではないのかというふうに感じますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 8、さらに、住民訴訟から一審判決が出るまで3年半の時間を要した。この間の関係住民の労力を考えても、察するに余りあると言っているが、このことは住民訴訟側の立場の者の言うことではないのかということについて、お答えを申し上げます。関係住民というのは、原告団だけではなく、竹バイオマス問題の早期解決を望んでいるすべての住民という意味になります。

○5番（田上英司君） そうであれば、両方の関係者に対してのねぎらいの言葉等になろうかと思いますが、このように、解釈によっては疑問を持たれるような発言、態度は不適切ではないかと思います。

続いて、9番目。これもまた、理由書の中の文章になりますが、また、住民対町という構図の住民訴訟を終結させ、その上でなお争いが継続するのであれば対応する。これ以上住民に労力を強いることを避けると言いながら町対住民の争いへと構図を変えておられる。さらに住民に労力を課しておられるのではないのでしょうか、お尋ねします。

○町長（藤木正幸君） 反問権の執行をお願いいたします。

○議長（池田浩二君） はい。

○町長（藤木正幸君） 田上英司議員が言われていた後段の町対住民とは、誰と誰のことかお答えをお願いいたします。

○5番（田上英司君） それは、控訴取り下げによって御船町対前町長の山本孝二氏になるということです。

○町長（藤木正幸君） 9、また、住民対町という構図の住民訴訟を終結させ、その上でなお争いが継続であれば対応する。これ以上住民に労力を強いることも避けると言いながら町対住民の争いへと構図を変えている。さらに住民に労力を課しているということについて、お答えを申し上げます。

損害賠償請求訴訟で原告は町、被告が山本元町長個人となっておりますので、町対不特定の住民という構図ではなく、町対個人の構図となります。交付金を違法に支出した山本元町長個人に対する損害賠償請求の姿勢は一貫しており、一審判決に沿って粛々と進めているところであります。

○5番（田上英司君） 先ほど演壇でも言いましたように、当然司法の場に移っております。この争いは高裁、最高裁へと続くと予想されるわけですが、禍根を残さないように、争いの連鎖は断ち切らねばならないと思っております。

10番目の質問です。住民訴訟の控訴審が本格化していないこの時期に区切りをつける好機であると判断されて取り下げられておりますが、まさに町長の判断一存であられたのか、その点お尋ねいたします

○町長（藤木正幸君） 10、住民訴訟の控訴審が本格化していないこの時期に区切りをつける好機と判断して取り下げているが、まさに町長の判断一存であったのかについて、お答えを申し上げます。

住民対町の構図を早急に解決をする必要があったことを理由として、控訴の取り下げを行ったものであります。

○5番（田上英司君） はい、わかりました。これまでも町長は、私の一存で取り下げたと御発言、発表されておりました、それを今確認させていただきました。私の一存で取り下げたというこの発言の重み、この言葉の意味は深いものが見受けられるというふうに思いまして、今後その反響は大きく、新たな展開が生じてくるものではないかと思います。

11番目の質問に移ります。平成27年8月6日付けで前町長とその代理人弁護士より控訴取り下げは町民間の対立感情をあおり、今後の町政にも悪い影響を与えることは必至であり、取り下げはやめるべきだという要望書が町長、議長、議員各位あてに出されております。この取り扱いを如何になされたのか、お尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 11、平成27年8月6日付けで前町長と代理人弁護士により控訴取り下げは町民間の対立感情をあおり、今後の町政にも悪い影響を与えるのは必至であり、取り下げはやめるべきという要望書が町長、議長、議員各位あてに出されているが、この取り扱いはどうなされているかについて、お答えを申し上げます。

平成27年8月6日付けで山本元町長と代理人弁護士から要望書の提出がっております。そこで、8月13日の議会に諮り、民意を確かめさせていただきたく、手順を踏んで控訴を取り下げたものであります。

○5番（田上英司君） この件については、昨年に私のほうで情報開示請求を行いまして、確認をさせていただいております。受付印は当然ありましたが、当時の議員たちにお尋ねしたのですが、よく知らんということもありましたので、放置されていたのではないかなというふうに感じましたので質問しました。

12番目です。住民訴訟控訴審第2回口頭弁論が、平成27年8月31日に決まっていたのに、審議未了のまま取り下げられたということですね。これは藤木町長と前町長の引き継ぎ書では、福岡高裁の第2回口頭弁論の日付が6月頃ではなかったかなと以前聞いたことがあるのですが、平成27年8月31日に決まっていたんだけど、審議未了で取り下げられたということですね。前町長の弁明の機会を奪ったという形になります。これは憲法無視で、民主主義の根幹を揺るがす重要な問題ではないかと。町長の民主主義に対する理念とは何かと、お尋ねしたいと思います。話せば長くなると思いますが、簡単に結構でございます。お願いします。

○町長（藤木正幸君） 12、住民訴訟控訴審第2回口頭弁論が、平成27年8月31日に決まっていたのに、審議未了のまま取り下げたものであるが、前町長の弁明の機会を奪ったもので

あり、これは憲法無視で、民主主義の根幹を揺るがす重要な問題である。町長の民主主義に対する理念とは何かについて、お答えを申し上げます。

町長選挙において、大多数の町民の皆様から指示をいただき、町政に関する付託を受けた私としては、町民の意見を尊重し、それを施策に反映させ、実行していくことが民主主義と考えております。

○5番（田上英司君） 民主主義のとらえ方はそれぞれあるかと思うのですが、いずれにしても控訴審がされている最中、しかも、審議未了の中で取り下げられたということは、個人の権利を侵害した行為である。新たに損害賠償請求事案に発展する可能性がなきにしもあらずと考えるところがありますが、これは法律論争になりますので、これは避けます。

要は、争いは争いを生み、泥沼化、御船町が2分され、笑顔どころか争いの町になって、御船町の将来は寂しくなっていくのではないかと、個人としては考えるところであります。

次、13番目の質問です。議会制民主主義のもと、当時の竹会社への金額の支出がなされております。前町長の責任を問うならば、当時の議会にも責任はあるのではないかという一般質問が過去になされました。当時私も傍聴をさせてもらいましたが、当時のある課長が「弁護士と相談する」と答弁されておりました。その結果についてどう判断されているのか。改めて、当時の議会の責任の有無についてお尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 13、議会制民主主義のもと、当時の竹資源会社への金額の支出がなされている。前町長の責任を問うならば、当時の議会にも責任あるのでは、一般質問が過去にされ、当時の課長が「弁護士と相談する」と答弁しているが、その結果についてどう判断されているのか。改めて、当時の議会の責任問題の有無について真剣に、法的にお尋ねするについて、お答えを申し上げます。

本件につきましては、損害賠償請求訴訟事件の一審判決において、本件支出は議会の議決、承認を得たものであるが、議会の議決を得たからといって、その議案の内容が客観的にみても適切であるとは限らないのであり、特に、本件支出としても、本件事業が遂行される見込みが低く、議会の前提として融資の見込み等に関する適切な情報が議会に提供されていたかも明らかではなく、議会の議決の存在を被告の裁量の妥当性を基礎付ける事情とすることはできない、という判決が言い渡されております。

よって、議会に責任が及ぶものではなく、公金を違法に支出した山本元町長個人に損害賠償の責任があると言えます。

○5番（田上英司君） 今の答弁内容、先ほど私が演壇で言いました、司法の常識、時としては行政の非常識になるということなのです。何で議会制民主主義は必要なのかと。争いの原点はここにあるわけです。竹会社への公金の支出は議会の承認を前提としてやってこられたと。先ほど冒頭に言いましたが、民事裁判は行政手続上の適正を問うているものです。行政としては議会の承認をいただいております。適正なのは明白、事実である。議会制民主主義は、普遍的な価値を持っていると思っております。それで、議員、我々も含めて議員各位の常識的な判断がまた問われてくるということではないかと思っております。

足早に質問をさせてもらっております。14番目になります。行政にも品格と品位が必要と思われますか。品格と品位が求められるとすれば、行政の品格と品位は何でしょうか。それぞれ思いはあると思いますが、お尋ねしたいと思います。

○町長（藤木正幸君） 反問権の執行をお願いいたします。

○議長（池田浩二君） はい、反問権を許します。

○町長（藤木正幸君） 行政の品格と品位について、議員はどのようにお考えなのかをお尋ねさせていただきたいと思います。

○5番（田上英司君） まず、議会は二元代表制である。行政に仲良しクラブを作ったりせずに、この前、もうそこまで反問権まで使われたならば、また質問しますが、全員協議会の席で町長は自分の支持者、支援者だけには議案の内容を事前に教えるけれども、支持者でない議員には教えないということをはっきり言われました。これは何ですかね。そうしたのは、議会を私物化したりしてはいけない。一般論として、当然言われますように、先ほど町長も言われました、住民目線で仕事をしていかにやいかんと。まず、行政に携わる人は、全体の公務員ですから全体の奉仕者としての自覚が必要であり、その人その人の立場で仕事をしていかにやいかんということを、さっき町長はおっしゃったですね。まさにそのとおりです。私はそのように思っております。

○町長（藤木正幸君） 14、行政にも品格と品位が必要と思われるか。求められているとすれば行政の品格と品位は何かについて、お答えいたします。

品格と品位については、一般的に人や物に感じられる気高さ、上品さであると思われますが、行政においては、住民への丁寧な対応であったり、住民に寄り添う姿勢というふうに思っております。福本議員の質問にもありましたように、やはり寄り添うということは結果を出すということ、品格と品位はやはり町役場職員といたしましては、やはり町民に

結果を出し続けなければいけないと思っております。

○5番（田上英司君） ありがとうございます。14番目に対して、反問権に対して言いましたけれども、行政を私物化してはいけない。自分の支援者か支援者ではないかという色分けはトップの姿勢としてしてはならないと感じております。

この竹バイオマス裁判問題は全国的に注目されております。本裁判は1億円を作るために、住民を、住民と先ほどはっきり言われましたが、前山本町長を人質にとっておるような問題であります。高裁、最高裁へと争いを激化させ、そういった問題でありまして、私が本日質問をさせていただきましたが、今回の一般質問は竹バイオマス裁判に至る導入部分のみの質問であります。次回からは、竹会社への債権放棄問題、それからさらなる当時の議会の責任問題をはじめとして、3年間22回の代理人訴訟とありますところの口頭弁論がありました。それは全部その資料は私は持っております。すべて傍聴に行って、私は手前味噌ながら、ほかの議員さんたちよりも一番詳しいのではないかと感じております。

何を言いたいかという冒頭言いましたけれども、行政問題は行政当局で片づける、そして本来なすべき復旧・復興を町長は、本当に今力を入れていらっしゃる復旧・復興、これに専念するということをごんばってやっていただきたいと思いますと思っております。

今日はこれで質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで、午後1時まで休憩したいと思います。御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○9番（福永 啓君） 一般質問を行います。

熊本地震で未曾有の被害が生じた御船町では、これまで復旧中心の予算編成にならざるを得ませんでした。しかし、平成から令和へと時代が移り変わった今、御船町も復旧から復興へと大きな転機を迎えていると感じています。今議会で審議される補正予算には、これまで復旧関連予算に加え、幾つかの復興予算が含まれているように感じています。復旧は壊れたものを元どおりに直すことですが、復興は地震以前よりよりよい町を作り上げる

ことだと思います。これからが、御船町にとって非常に大切な時期であることは確かだと思います。御船町が創造的復興を成し遂げ、みんなが住みたい町、住んでよかったと思える町、笑顔あふれる御船町を作り上げるためには、やはり財政的な裏付けは重要です。

熊本地震において、御船町の財政状況は悪化した部分が多々あります。一方で熊本地震から得たものや、被災によりこれまで進まなかった事業が進み出した部分も確かにあります。真の意味で御船町が創造的復興を成し遂げるためにも、町執行部は今の御船町の財政状況をどのように分析し、どのような課題があると認識し、その課題を解決するためにはどのようにしようとしているのか。将来にわたっての財政見通しとともにお聞きいたします。

今回新たに野中副町長が誕生しました。副町長は熊本県庁で長い間財政に関する部署も経験されています。個別の質問に関しましては、副町長のお考え、御船町の財政に関する認識もぜひお聞きしたいと思っています。

○町長（藤木正幸君） 福永議員の御船町の財政の現状、課題及び今後の財政施策について、お答えを申し上げます。

本町は、平成28年熊本地震の影響により予算規模も大きく膨らみ、数年度の約70億円前後の一般会計予算の規模は、平成29年度では約210億円、平成30年度は約133億円となりました。国・県による財政支援はあるものの、地方負担分もあるため、僅かな負担割合でも、本町のような財政基盤の脆弱な自治体にとっては大きな負担となっています。地方負担分については、財政調整基金の取り崩しや復興基金の活用などで対応しているのが状況にあります。

復旧・復興事業を契機に対応するため発行した地方債により残高も増加し、震災前の平成27年度末残高は、約75億円に対し、平成28年度末では約103億円、平成29年度末では約130億円になり、平成30年度末では約150億円になる見込みであります。また、町債の償還額も、平成29年度は6億8,000万円に対し、平成30年度は7億700万円、令和元年度は9億6,000万円と年々増加し、ピーク時の令和3年には約15億円を超えることを見込んでいます。現在の2倍以上の償還額になってまいります。

熊本地震に係る償還額に対しては、80%から90%程度は交付税で措置されるものの、100%の交付は見込めないため、その財源を確保するため歳出面において経費を抑制せざるを得ない状況が予想され、厳しい財政運営が強いられるのではないかと懸念になって

おります。

そのためにも、地方債の発行においては、償還額以内の発行に抑制し、行財政改革による歳入の確保と歳出の抑制が必要と考えています。また、中長期財政計画の定期的な見直しを実施し、町の財政状況を把握していく必要があります。町では平成28年熊本地震からの創造的復興を成し遂げるため平成29年3月に御船町震災復興計画を策定しています。この計画は、単なる復旧にとどまらず、創造的復興に向かって前進するための今後の取り組みを示すものであります。復興を牽引する10項目からなる重点プロジェクトも決定しています。

創造的復興とは、単に震災前の状態に戻すのではなく、未来に向けたふさわしい復興を成し遂げるというものであり、そのためには、国・県に頼らず、町独自の自主財源を確保することは必要不可欠であると考えています。

これらの事業のあり方を見直すことを通して、財政構造そのものを変えていくことが重要であり、町税収入、扶助費、人件費、公債費、投資目的経費など、歳入歳出の両面から、それぞれ適切な取り組みを行う必要があります。

また、社会経済情勢の変化に伴う新たな財政需要にも即応できるよう、財政調整基金残高の確保に努めます。加えて、本町が創造的復興のシンボルと位置づけている企業誘致を起爆剤として、新たな雇用を生み、移住・定住を促進し、人口減少に向けた視点を持ちながら、未来、御船に向けた真に必要な施策に取り組んでいきます。

○9番（福永 啓君） 今回新たに、先ほども申し上げましたとおり副町長が誕生されました。

県で財政関連の部署での経験も豊富だとお伺いしています。まず、基本的なことから、認識からお伺いいたします。

御船町の公会計です。この公会計というものは、なかなかなじみが薄くて、私たちの家庭の家計、もしくは企業だったら企業会計です。それと同様に考えていい性格のものなのか、それとも何か全く別での性格を持っているものなのか、まず、どのような認識をお持ちでしょうか。

○副町長（野中眞治君） ただ今議員が説明されました公会計とは、国及び地方公共団体で行われている会計のことを言いまして、一般会計、特別会計及び公営企業会計の3種類からなり、それぞれの会計方法については、法令により定めがあります。これらの会計が個々の家の家計と同様かあるいは全く別物かというお尋ねですが、私は基本的には同じものと

考えております。

よく予算の時期に、国の予算を家計に例えとか、県の予算を家計に例えると、そういった記事が新聞に掲載されています。例えば公債費を家のローンに例えたり、地方交付税を親からの仕送りに例えたりといった記事を議員の皆様も目にされたことがおありかと思います。基本的には家計も地方団体の財政も入りを持って出を制す、つまり収入に見合った歳出を行うという意味では全く同じと考えております。そしてそれこそが地方公共団体の財政運営の基本であると認識しております。

○9番（福永 啓君） 私がこのようにお聞きしたことは、一部やはりテレビ等で国の財政において、MMT、現代貨幣理論という、財政赤字を積極的に容認しても構わないというような議論が行われている部分が多々ありました。やはり少なくとも、ここ地方公共団体においては、そのような議論が成立する余地はないと。さっき、副町長がおっしゃったように入りを持って出を制する、あくまでも財政均衡主義ではあるということは認識が共有できたかなと思います。まさにそのとおりだと思います。

それでは、個別にお聞きいたします。御船町の財政状況に関する主な指数、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率を、類似団体、これは総務省が全国の市町村を人口や産業構造などで35のグループに分けたもの。だから、大体全国的に見て御船町と同じような町ではどうなんですかというようなものを出した平均があります。その平均を見ますと、実質公債費比率は県平均よりも、また先ほど申し上げました類似団体の平均よりもいいんです。一方、経常収支比率と財政力指数、これが劣っています。

また、町の借金総額である地方債残高の増加率が非常に高く、町が将来にわたって負担すべき負債を示す将来負担費比率、これは県平均66.1に対して107.41ポイント、1.65倍になるのです。これを類似団体と比較すると、類似団体は75ポイントですから、もう3倍を超える数値となってしまっているのです。

まず、財政力指数について、課題をどのように認識し、課題解決のためにはどのようにすればいいとお考えか、副町長、お願いいたします。

○副町長（野中眞治君） お尋ねのありました財政力指数について、お答えをいたします。

これは、標準的な状態において、徴収が見込まれる税金等を地方公共団体が行うべき合理的かつ妥当な水準の行政サービスに係る財政需要で除した数値です。したがって、この数値が1に近づけば、自主財源が豊富な自治体で、1を超えると、地方交付税の配分がな

い不交付団体となります。逆にこの数値が1よりも下回る団体は、地方交付税が配分される団体で、1を下回る割合が大きければ大きいほど地方交付税への依存度が高い団体と言えます。

御船町は、この財政力指数は、平成28年度で0.37となっており、交付税の依存度の高い団体と言えます。しかしながら、県内町村の平均値が0.36、同じく町村の平均値が0.32でありますから、県内の市町村の中でも平均的な団体と言えるかと思います。

御船町の一般財源は、歳入全体の約3分の1の33.1%で、その内訳は税収が8.8%、地方交付税が21.7%となっています。財政力指数を上げていくには、この歳入総額のわずか8.8%である税収を如何に引き上げていくかという点にあるわけですが、それには住民税や固定資産税の収入を増加させていかなければなりません。そのため、町としては、この一朝一夕ではいけない課題に対し、企業誘致や移住・定住対策をしっかりと進めていかなければなりません。

去る6月6日のコストコ株式会社との企業立地協定は、こうした対策の第一歩として非常に意義深いものと思っております。今後も大型企業の誘致を積極的に推進していきたいと思っております。

○9番（福永 啓君） 財政力指数ですね、やはりこれは実は大変重要な指数だと私は認識しております。その中で、さっき副町長が言われました8.8%、これが税収なんですよ。それをどれだけ引き上げていくかと、これは大変重要な数字なんですよ。これは認識一緒にするところだなと思いました。

続きまして、経常収支比率これも同じ類似団体、これは類似団体というところとちょっと悪いんですが、この課題をどのように認識し、その課題解決のためにはどうすればいいのか、お聞きいたします。

○副町長（野中眞治君） 経常収支比率とは人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が一般財源総額に占める割合を示すものですが、これが高ければ高いほど財政の硬直度高くなり、自由度が下がっているというものです。御船町の場合、平成28年度決算で申しますと、この数値が90.6%と決して低くはありませんが、県内の平均90.3%とほぼ同じです。この数値の改善には、義務的経費の抑制が必要ですが、震災からの復旧・復興事業に係る起債の発行など、やむを得ない部分も多くあります。また、人件費についても、現時点でラスパイレス指数を大きく下回っており、費用の削減は非常に厳しい状況にあります。と

はいえ、町の政策的な経費を賄うためには一般財源の増額に向けた取り組みや、不要不急の工事の抑制、加えてこれに係る起債の抑制が不可欠ですので、その点に関しましては、しっかりと取り組んでまいりたいと思っています。

○9番（福永 啓君） 経常収支ですね、町が少なくともこれだけは絶対使わなきゃいけないよねという数値がどうしても上がっていくと、町がやりたいこと、町長が施策としてやりたいこと、その自由度が非常に狭められてしまうということがありますので、ここところは確かに県平均とは変わりません。しかし、自治体全部があまりよくないのです。90%というのは、そもそもあまりいい数字ではないと。だから、この改善にもしっかりと努めていただきたいなと思います。

続きまして、借金の問題です。実質公債費比率、歳出に占める借金を返している割合とか、それを将来にわたって、将来負担費比率というのがあります。これは御船町というのは、さっき申し上げましたとおり、率が相当高いんです。この課題をどのように認識し、課題解決のためにはどのようにすればいいかと、お聞かせください。

○副町長（野中眞治君） 実質公債費比率とは、借金の返済額である公債費が町の財政規模に対してどのくらいを占めているかを示す指標で、当然これが低ければ低いほど、財政の実質性が担保されていることになります。これが18%を超えれば、地方債の発行に制限が設定され、35%を超えると財政再生計画を策定しなければならなくなります。

御船町の場合、平成28年度決算で5.9%と低く、高い財政比率のもと、大型のハード整備を抑えた堅実な財政運営がなされていることが伺えます。今後も不要不急のハード整備を抑制したり、交付税措置率の高い起債を充当したりするなど、この実質公債費比率のさらなる改善に努めてまいります。

また、将来負担費比率は公債費など現在抱えている負債の大きさを地方公共団体の財政規模に対する割合で表したのですが、これは同じく平成28年度決算で県内平均の47.9%と比較すれば、107.9%とやや高くなっております。しかしながら、財政規模と比較して同程度の借金ですから、私たちの収入とローン残高の関係からいっても、それほど問題視する必要はないことはわかりいただけるかと思います。

とはいえ、平成28年の熊本地震からの復旧・復興対策で、起債の償還額が大きく増加しており、令和3年度にそのピークを迎え、しばらくは高止まりすることが予定されています。また、財政調整に使える財政調整基金等の未基金の残高も大きく減少しております。

このため、毎年度の予算編成過程の中で、しっかりと将来の財政運営を見据えた収支を検討してまいりたいと思っております。

○9番（福永 啓君） この比率に関して、ちょっと今おもしろい比喻があったと思うのですが、例えば、私たちの家庭が年間500万円ぐらいで生活と、それに関して、借金が500万円その家庭であったとしたら、それは将来負担率が100%となるということですよね。そうしますと、500万円の家庭だったら家を建てたりとか、土地買ったりすれば、500万円同程度の借金をしているかもしれませんので、確かに何倍も多いんです。しかし、それほど何か、それは多いから心配していたのですけど。そういうふうに出た問題視するような状況ではないという答弁だったかなというふうには思います。

今までお聞きしたとおり、御船町の財政状況ですが、他市町村と、類似団体と比べると、比較的いい数字と悪い数字、これが混在していますが、熊本地震を経てもなお、極めて悪いところまでには陥っていないということは言えることは確かだかと思います。しかし、地方自治体の財政自体が、どの自治体もそもそも悪いわけですから、全体の比較をして、一緒だからいいやという話にもやはりならないかなというふうには思っているんですね。やはり、先ほどから、何回も答弁の中でもありましたとおり、自らの自主財源ですね、これをきちっと確保することは大変重要な部分であろうということは間違いないかなとは思っています。

この自主財源の確保について、大分前、私が議員になったばかりの頃なのですが、その頃町の執行部から気になる発言があったのです。自主財源の確保、これは重要なんだけど、自主財源が増えると国からの交付金が減らされちゃうので、これは悩ましいなどという答弁が実は、もう8年ほど前にあったのですけれども。そういう懸念は必要なのでしょうか。課長。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

交付税は、家計に例えますと、さっき副町長からありましたように、親からの仕送りのようなものであります。生活費から年収の75%を差し引いた不足分が交付される制度となっています。年収にあたっては、地方税の収入が増加すると交付税の額は若干減額されてきます。しかし、交付税を算定する上で、地方税収入が75%が算入されるため、増額した地方税の収入全てが、交付税の算定基礎となるわけではありません。つまり、地方税が増加することによりまして、交付税は確かに減額しますが、地方税の25%、これは自由

に使える財源が増えることになります。

○9番（福永 啓君） それでは、仮に自主財源が100万円増えましたといったら、交付税が100万円減らされるというふうにはなってないし、そうはならないということは、これはもう確定ということですね。そして、若干減らされるのだけれども、少なくとも25%程度は必ず増えますよと。そういうのがあるのであれば、それは自主財源の確保、これは進めることに何ら抵抗は、悩ましいと思う必要はないのかなと思います。

今から、自主財源を増加させていかなければならないわけなのですが、自主財源の増加、それは私たちの家計ですとか、もしくはお店をやっている方も多いたと思うのですが、お店で言えば、自分の売上を増やしていくことに置き換えることができるかなと今思うのです。その際に、重要なこと。これは、私は思うのですが、当面のお金がない、低料金工事にしなければいけない。だからといって、商品の魅力アップを怠ったり、新製品の開発を行ったり、収益事業への集中投資を行ったり、必要な投資をしないと、これは当面の利益を上げるためのためには、それがいいと考えたとしても、経費を削減してしまうと、これは逆に、そのことによって企業活動が収縮し、負のスパイラルに陥って、そして破綻してしまうと。よくああいう倒産するようなお店とか企業とかは、これに陥っちゃうのですよね。町の実資財源確保でも、そういう部分が私は若干あるのではないかなという気がしています。この観点について、やはり考えていく必要があるのではないかなとは思いますが。課長、いかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

私も、自主財源の確保につながる、投資は非常に重要なものだと考えております。それから、現在企業誘致を最優先に、そうしてきていますが、開業すれば将来的に企業には法人税または固定資産税の増加、新規雇用による住民税の増加、また移住・定住による固定資産税の増加、そして、多くの人々が御船町に来ることで、地元企業が活性化して自主財源の大幅な増加が考えられるものであります。

○9番（福永 啓君） そのように、税収を増やすための投資なのですが、これは幾つかあるのですね。ある意味、ふるさと納税ですとか、費用対効果が見込みやすいもの、これに関しましては、これはもう計算上、どれだけ財政措置をしたんだから、逆にこれだけ収入が増えますよねという、見えやすいものに関しましては、これは投資しやすいのです。人的投資、これに関しましても、地域おこし協力隊、これは国の制度ですから、1人100%特別

交付税といって、普通の交付税ではないですね、きちっと財源として裏づけのある交付税によって担保されていますから。それでやりますから、費用対効果これこそ100%といっていいかなと思います。

それに対すると、これには明らかに費用対効果が見込みやすいような財政措置ですね。投資というのが適当かどうかはわかりませんが、財政措置と言っておきましょう。それに関しましては、それは阻む要因ではないと思われるのです。ですので、新たな制度の趣旨にマッチしたふるさと納税の充実、これは町長も所信表明でおっしゃいましたよね。地域おこし協力隊の受け入れ拡大、これは本当に急務だと思います。それについて、課長はどのような認識でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御指摘のとおり、ふるさと納税寄附金は町のさまざまな事業に充当できる財源なので、寄附額の増加に向けた取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。ただ、本年6月から法改正によりまして、寄附額に対しての募集割合の制限がかかり、これからは自治体独自の工夫が求められております。これまでは、露出を増やしたり、返礼品の数を増やして、寄附者の選択にも幅を増やすなど、2つの点に大きな目標として取り組んできました。露出を増やす例としましては、寄附者の大半がインターネット経由でを改めウェブ広告による御船町サイトへの誘導を図ってきました。返礼品の数を増やす例としましては、御船町の特産品である御船の「いさぎ」を返礼品として新たに取り入れたり、既存の返礼品を提供している事業者に対しまして、新たな返礼品の提供を呼びかけるなどの返礼品の増加を図ってきたところです。

今後は、これまでの取り組みに加えて、先の議会でも議論されたクラウドファンディング型のふるさと納税の導入、御船町でしかできない体験メニューとの差別化の返礼品化、そして空き屋の管理、また墓守などの役務の返礼品化を図りまして、他の自治体との差別化を図っていきたいと考えております。

もう1つ、地域おこし協力隊の受け入れに関しましては、積極的に行っていきたいと思っております。地域おこし協力隊の活動成果によりまして、新たな仕事の創出が見込まれ、税収が増えることにつながり、町の財政に寄与すると思われます。また、町が実施する事業で継続性や収益があり、地域おこし協力隊のミッションとなり得るものがあれば、地域おこし協力隊の登用を検討していきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） この2点については、非常に御船町は一生懸命頑張っていらっしゃって、ふるさと納税に関しましては、格段の伸びが出ています。地域おこし協力隊の8名、これは決して多くはない。しかし、近隣町村に比べると多いというふうになっております。ただ、先ほど言いましたとおり、これに関しては、本当にどのようなことをすれば、どれだけの返礼が、どれだけのプラスがあるのだという見やすいところなのです。ですので、どんどん増やしていただきたいと。

あと1点、地域おこし協力隊なのですが、ほかの市町村ではこれは団体だけではなくて、例えば、農家に直接入ってもらったりとか、織物をやっていらっしゃるところに、後継者がいないからといって、そのものは後継者を補充するために入れたりとかって、そういうこともやっていらっしゃる場所もいっぱいあるのです。そして、そういうところのほうに逆に定住率は高いという事実もあります。

また、さっきちょっとおっしゃったみたいに、町の役場の中にこういう方は入っていらっしゃいます。今、御船町は団体のみに入ってしまっているの、ここの拡充をどんどん図っていただきたいと。それをすれば、これは本当に、さっき言ったみたいに、費用対効果は大変高い事業ですので、これはあまり足踏みする必要はないかなと考えます。よろしく願いいたします。

それとまた、これはちょっとおもしろい。費用対効果が、これは同じように見込みやすいのですが、今はだんだん進んできたのです、ある程度は。これが進んでいない対策も町内にあると私は思っています。

幾つかある。その中の代表的な例としましては地籍調査と町営住宅対策、まず、地籍調査です。これは何で財政と関係があるのと、それは大変財政と密接な関係がある調査だと私は思っています。まず、そもそもいつかは必ずやらなければいけない事業です。他の地域を見ていたら、これをするによっておおむね税収は増えている。山とか、そのあたりとかは、最初持ち主の方はどうなんだろうね、昔税金を節約したかったのかもしれないけれども、小さく申告していらっしゃる。実際、測ってみると広がっている、という例がはるかに多いと。狭くなる例もありますけれども。過去の他市町村の例を見まますと、地籍調査をやったおかげで、相当、さっき御船町のネックだった、8.8%というネックだった固定資産税、これが増えていくというところが非常に多い。ですから、これはいづれやらなければいけない。やれば増える。だったら今でしょみたいな気持ちがあります。

ちょっとそれは遅れているかなという部分がある。

あと、町営住宅対策なんです。これをまず最初に、別々にお聞きします。地籍に対しては今のよう一日も早くやらなければいけないなと思っているのですが、課長、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 福永議員の御質問にお答えいたします。

地籍事業につきましては、これまで議会の中でも進捗の状況等について御質問を受けてまいりました。現在のところ、熊本地震発生の影響により地籍測量図の座標修正、こちらを最優先課題としており、現在補正作業にあたっております。

これからの展開としましては、本格的な調査事業の再開を令和３年度から実施する方向でこれから内部検討を行い、議員御質問のとおり、これまでの遅れを取り戻せるよう、班体制の強化を含め、充実した体制整備を構築し、調査範囲の拡大を図る計画を進めてまいります。

○９番（福永 啓君） やはり地震測量と座標補正です、これが済まないとやはりできないんですよ。できないでしょう。だから本当はもう今議会ぐらいから班体制を、今まで１班だったんですよね、それを１０班でも２０班でもやったらなのですが、予算が許すならすぐにでもやっていただきたいなと思ったのですが。まず、その部分は早急に今意気込みを語っていただきましたとおり、とにかく座標補正を早く終わらせていただいて、その後は班体制の強化と書いてありますが、昔御船町は３班でやりますよと言ったこともございました。しかしそれはなかなか進まない、今も１班体制、もうダイナミックに、本当に３班以上５班でも６班でも進めるようにしていただきたいなと思いますが、これは補助事業ですね。ですので、班体制を充実するための補助金獲得が不可欠なんだけれども、なかなか補助金獲得が難しくってという答弁があったと思うんですよ。その点については、補助金獲得、その点については課長、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

地籍事業調査に係る補助金につきましては、来年度において、令和３年度事業の調査範囲を拡張した事業費を強く県に要望してまいります。

○９番（福永 啓君） 県に要望するということでしたので、副町長、よろしくお願いします。

続いて、住宅問題です。今まで住宅問題については、町民の生命財産を守るため、また文化的最低限度の生活を保障するためといった観点から、質問してまいりました。しかし

今回、財政的面からお聞きしたい。

今回、これは実はずっと長年の課題であった超老朽化した70年、戦後すぐ建てられたような住宅について、取り壊しの進むに、町営住宅対策も進みはしてはいます。ただ、まだ幾つも残っています。そして、解体した跡地、幾つか残っているのですが、その売却は進んでいません。跡地を売却することによって、新たな固定資産税が入ってくる、これは確実に入ってくるのです。町営住宅の跡地、すべてこれはもう、近隣に住宅が密接している住宅地なのです。移住・定住対策にもなります。町がいつまでも保有していたら、これは1円も固定資産税は入ってきませんからね。これを売却することが、できるだけ早急に売却すべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

財政面から考えますと、売却できる土地については、売却のほうがいと考えております。しかし、長寿命化計画において、用途廃止とした団地においても、住み替えが進んでおらず、一部は解体できても、居住しておられる住宅が残っているため、現状では売却できない状況です。町としても、方針を明確にし、居住者に理解を求めながら住み替えを早急に進めていく必要があると考えています。

○9番（福永 啓君） この老朽化した町営住宅対策、これは本当に私はライフワークのようにですね、何回もここの議会で質問させていただいて、気持ちは議員も執行部も全く同じところにあるということも確認しています。ただ、やはりどうしても、この最低限度の文化的水準も私は下回っていると思う。そのような住宅から転居して、文化的生活の生活再建を成し遂げていただく、そこまでいかないのですね。そのために、それをしないと財政的に有利であろうとも売却はできないのです。これは当たり前のことなのです。そのためには、これは何度も言いましたとおり、そこの方と、お金の問題だけじゃない、心を通わせて、そして何回も訪問をして、関係性を作って、本当に今回町として危ないところにはだめと、熊本地震を経た我々は、もうそこは断固として、その生命財産を守るためにやっていかなければならない。そのためにも何回も行っていたきたい。半壊以上のところには何回も行っていたいて、進んでいますよね。ところがそのような超老朽化した住宅でも半壊に満たない、一部損壊のところ、これについてですけど、随分残っているところがある。そういう方々には、転居費用を、町がもうこれは用途廃止しますと決めている住宅がありますね。これはしかし半壊ではありません、一部損壊です。そういうところに関し

て、今から転居で生活再建をしていただかなければならないというのですが、その転居費用等、これは何か予算化されていますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

現時点で、転居費用等の予算化をしているものはございません。しかし、住み替えが進まない原因として、住み慣れた家や地域への愛着、家賃が上がることへの経済的不安、また引っ越しに対する煩わしさや費用の面などが課題としてあることも事実です。

こうした入居者の不安を一つずつ解消することが、早期の住み替えにつながると思われることから、転居費用の助成等も検討の余地はあると考えています。

○9番（福永 啓君） ここは、本当に町の本来の業務です。ですので、いつかは成し遂げなければならぬのです、これは、地籍調査と同じように。そのために費用対効果が十分に認められると。今は、本当に課長の費用対効果は十分に認められるとおっしゃっていただきましたので、もう思いは同じなんだなということを感じています。

それに対することを、私たちは何回も言っています。協力できることは私たちも協力します。町1人で、職員だけで抱え込まずに、民生員の方、区長さん、その他みんなでその健康的な生活、町民の生命財産を守るために一緒にやっていければなとは思っています。

このほかには、やはり地籍・町営住宅のほかにも、こうなくてはならない一定の費用対効果が認められるにもかかわらず、どうしても、農地等の修復も一部それがあるんじゃないかなと思うんですね。今の当面の歳出を抑えるため、予算化されていない事業があるような気が幾つかしています。これは、私が先ほども申し上げました。目の前の小銭を惜しんで、将来の大きな利益を見捨てているということにつながりかねない部分があるのではないかなと、民間の考え方からするとね。というところがあるように感じているのですが、財政課長、いかがですか。どうお考えでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

議員のおっしゃることもわかりますが、令和元年度までは災害復旧事業以外の投資設計を最小限に抑えてきたところなんです。令和元年、今年度はコストコオープンに向けた投資を最優先としまして、地方創生道整備交付金を活用しまして、御船インター周辺の道路整備を行います。今後は、さらに、開業後の顧客に対しまして、一人でも多く御船町に対して目を向けてもらえるような既存施設等の活性化を図るなど、人の流れを作り出す事業に対しまして、予算化を検討していきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 実は、思いとしては、復旧時代からこういうことをやっておくべきだったかなという部分もあります。ただ今回補正予算におきまして、地方創生道整備交付金を使って、相当額を使って道路整備を行われています。これに関しましては、コストコ誘致のためだけではないですね。これは波及効果を含んだ上での投資ということに、これは計画上なっているはずですよ。そして、実際もそうだと思います。

こうしたことが行われ始めたということは、さっき言ったように、少しずつ今の目の前のお金を惜しんで将来の金を捨てているのではないかとすごく不安だったのですが、今回予算で、若干そういうところは見えてきたかなと思って、ちょっと安心しているところではあるのですが。

一方では、これは一番難しいところではあるのですが、今まで費用対効果は割と見えやすい部分に対してお話をしてまいりました。しかし、費用対効果は見えにくい部分、計算しにくい部分、教育、文化、芸術です。これに関しては、皆さんやはり重要性を認識しながら、どうしてもやはり財政上財政上みたいな話が出て、なかなか財政措置が進んでいないような気がしています。本当にそうなのかなということを私は危惧しているところなのです。

これは前の議会でも1回言ったことがあるのですが、アメリカの経済学者、ボウモルとボウエンさんです。もう随分前ですが、1966年に発表された有名な名著です。『舞台芸術 芸術と経済のジレンマ』というのがあります。これはどういう本かというと、経済学者の方が、芸術とか文化とか、それにお金を使うことは、これはべき論ではなくて、例えばこれは町が本来やるべきだよということではなくて、お金の問題として実際どうなのということを実際に調査をした上で書いている本になります。これはやはり、非常に詳細な調査とか、高い見識が示された本ですので、経済学の面からはよく、文科省等でも取り上げられる本ではあるのですが、その中に書いてあることとしまして、芸術文化、これは一般的にそれぞれ入場収入のみで、できるのもあるかもしれない。だけどできないものがある。おしなべて言えば、入場収入のみでは成立しません。だから、お金にはその目の前のお金では成立しない性格のものです。だから、経済学的にそこにお金を入れなくてもいいのかということ、これは経済学的に見てもお金を入れなければならないものですよという結論になっています。なぜか、それには外部経済性、これが見えにくいのですが、外部経済性というものがあるからと語っています。これが国家にもたらす維新であるとか、周辺の

ビジネスメリットとですとか、将来の利益とか、社会的貢献とですとか、経済波及効果があるということが書いてあるのですね。

これなのです。非常に一般的にはわかりにくいかなとは思いますが、この皆さんが一番文化とか経済とか、そのあたりで、当面のお金がなかなか投資できないような現状である中、この施策、文化・芸術に関する復興事業の中にどのように反映させていったらいいと思われていますか。

○社会教育課長（沖 勝久君） 御説明申し上げます。

芸術や文化が復興の精神的な柱として、町民の皆様の心を支え、復興のモチベーションを高める重要な要素であるということは認識しているところです。また、芸術や文化というものを入場料等と直接的な収入のみで経済性を論じるのではなく、御船における芸術・文化の創造というものが多くの人々を誘引し、そのことによる経済的な二次効果をもたらすのではないかと認識しているところです。

この1例といたしまして、今回の議会で、補正予算を計上しておりますが、本町を代表する画家の一人でもある田中憲一先生の公開修復展への助成があります。熊本地震で被災し、風雨に晒された田中先生の絵画の救出については、町民有志をはじめとする関係されたすべての方々に対し、心より敬意を表すとともに修復展への助成が創造的復興のきっかけになるものと認識しております。

○9番（福永 啓君） 本当に重要性が認識されながら、つついやはり当面のお金がないから、ここは置いていこうとされがちなところだったのですが、田中憲一先生に関してはそれは大変いいことだと思います。これを皆さん御存じだったのでしょかね。今回の修復される岩井希久子さんという方、この方はすごい方なんですよね。修復の第一人者です。それで、ゴッホとかピカソとかモネとかいう作品を実際修復していらっしゃる方なのですよ。何十億円ですよ。そういう方がずっと地震の時からボランティアでここでやっていらっしゃいました。それは実は「ドキュメント九州」これは30分番組なのですが、そこでも取り上げられました。じゃあ、取り上げられたことによって、もし町がこれをコマーシャルをすれば、これだけで何百万円、いや1,000万円ぐらいするのかもしれない、30分番組を作れば、そういう効果も実際に生みだしているのですね。

またその方自体は、皆さん御存じだと思うのですが、NHK「プロフェッショナル、仕事の流儀」とですとか、実は「徹子の部屋」にも出ていらっしゃいますよね。本当にそのよ

うな方が目の前で名画の修復をした方が、この地元の画家の方の修復をしていると、また、おそらくマスコミでこれを知れば取り上げられます。それに関する波及効果というものは実はこの50万なんて、本当に比べものにならないものだと思うのですよ。そこがやはり見ていただいて、今回つけていただいたのは、私はよかったかなと思っているのですが。

次が、教育です。実は、教育でも同じようなことが言えるのじゃないかなと思うのです。実際に前に議論で中学校、あと何人かいればあと1クラスと言って、交付税も削減されなかったよねという話がありました。じゃあ、町民の方々に、御船中学校に入れてくださいこれは絶対言えないです。自分の娘や自分の息子は少しでも教育環境のいいところに入れたい。だったらその教育環境を、いいのを作って、そして町外からも御船中学校に行きたいねというようなことを作らなきゃいけないと思います。

その辺、教育に関する投資について、どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） お答えいたします。

現在、各小中学校で取り組んでおりますコミュニティスクールの活動を見ても、子どもたちが地域で活動することで、地域が活性化しています。子どもたちの頑張りは、地域にとっても嬉しいものであり、地域の活性化につながるものだと思います。

なお、先に議員がおっしゃいましたように、町内の学校に通わせたいため、町外から転入してこられることは大変経済性が高いと思われますので、ハード面における教育環境の整備またソフト面における英語教育をはじめとする学力向上、双方において、本町を選び転入していただけますよう、努めていきたいと思っています。

○9番（福永 啓君） 教育、芸術、文化の振興に関しては、皆さんおそらくここにいる人は皆さん気持ちは重要性も理解していらっしゃる方ばかりだと思います。しかし、どうしても、いつもこれに伴う積極的予算については、なかなかできてこなかったのです。しかし、今回復旧から復興に至るその過程で、少しずつその面に対する予算も増えてはきているのかなと。私はまだまだ不十分だと思います。

しかしこれこそ、この見えにくいところに対する投資こそが、やはり創造的復興を成し遂げていく一番のエネルギーであり、それを節約することが障害になる可能性すらあると、そういうふうに思っています。

最後に町長、これまで、今までいろいろお話も進めてまいりました。財政に関する思い、御船町の復興に関する思いなどをお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 本町は創造的復興を成し遂げるためには、復興のシンボルとして位置づけてきた企業誘致、これが起爆剤になっていくと思っております。新たな雇用を生み、人の流れを作り出し、御船町ましてや熊本を中核として、また熊本県に寄与するものだと思います。経済的波及効果を含めて御船町の今後の発展を担うものであると確信をしております。

また併せて移住・定住対策も進んでくると思いますし、人口増加において自主財源の確保、これも成し遂げられるのではないかと考えております。単に震災前の元の姿にこの御船町を戻すだけでなく、創造的復興をこれから成し遂げるためにも、今後企業誘致、その他町民力を結集してあたってまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） 何回も最初から申し上げていますと、財政基盤の健全化、これは大変重要なことです。それぞれ政策をするお金は出てきませんからね。ただそれはやっぱり、あくまでも目的ですよ、財政を健全化するというのは。それはもう、復興を成し遂げるため、それをするだけで、目的はやはりみんなが住んでよかったと、住みたいと思える町をここに作り上げていく。そのためにはやはり、差別化された素敵だと思う町、みんなが憧れるような町、そのようなまちづくりができて、そして皆さんがそれを感じて、「ああ、御船町に引っ越してきたいな」と、「御船の中学校に入りたいね」と、「御船の高校に入れてみたいね」「ここに住んで、仲間と一緒に何かおもしろいことやってみたいね」ということが必要だだと思います。

どのような問題についても、財政問題つきまといてきます。復旧元年の御船町において、今回また民間出身の町長、役人ではない民間出身の町長と、長い間県で役人を続けられてきた副町長、ある意味理想的なタイプだと私は思っているのです。それができたと思う。それで、ぜひ被災地、被災地ではなく、先災地となって、先にこちらが被災を受けたところ、そして、復旧それがどのように復旧していくか、御船町の御船モデルケースというのができるような体制にもなってきたのかなと思います。御船町はそれができると思います。ぜひ、このお二人で成し遂げていただきたいと。そのためには我々努力を惜しみません。

どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○10番（田上 忍君） 10番、田上です。先般通告していた内容について、質問いたします。

近年、グローバル化やスマートフォンの普及、ビッグデータや人工知能の活用などによ

る流通革新が進んでいます。10年前までは考えられなかったような激しい変化が起きており、今後も社会の変化はかなりに進んでいくことでしょう。進化した人工知能がさまざまな判断を行ったり、身近なものの働きがインターネット経由で最適化されたりする時代が到来し、社会や生活を大きく変えていくとの予測がされています。

このように社会の変化が激しく、未来の予測が困難な時代の中で、子どもたちには変化を前向きに受け止め、社会や人生を人間ならではの感性を働かせて、より豊かなものにしていけることが期待されています。子どもたちが学校で学ぶことは、社会と切り離されたものではありません。社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために何が必要なのかを考えないといけません。

そんな中、小学校の学習指導要領改訂が来年度、中学校がその翌年に行われます。そこで、御船町の新学習指導要領スタートに向けた取り組み、そして通学路等を含む子どもたちの教育環境について質問いたします。

再質問は、質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上忍議員、（１）町の教育環境及び新学習指導要領スタートに向けての取り組みについて、お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、内閣府は現代社会をソサエティー5.0社会と位置づけています。ソサエティー1.0は社会が狩猟社会、2.0は農耕社会、3.0は工業社会、4.0は情報社会と位置づけ、ソサエティー5.0社会とは、インターネットやロボット、人工知能、ビッグデータなど、新しい技術でさまざまな課題を解決する社会であるとしています。これからの子どもたちはそんな社会を生き抜いていかなければなりませんし、来年度から議員御指摘の新学習指導要領がスタートします。これまで、生きる力が強調された指導要領でしたが、今回は加えて未来の担い手となる子どもたちに新しい時代を見据えた主体的、対話的で、深い学びを身につけさせ、より開かれた学校、地域とともにある学校を目指しています。

御船町は子どもたちの笑顔あふれる学校を目指してきましたが、これからは、知・徳・体の教育はもちろん、従来の地域未来塾や放課後子ども教室等に加え、英語教育のさらなる充実、より組織化された学校運営協議会や地域学校協働活動、25回目を迎えるこども英語劇などの活動を推進してまいります。これまで子どもたちの学びを支える教育環境としてのＩＣＴ機器やエアコンの整備、学力度向上の新学力検査の導入などを行ってきました。今後も教育委員会と協力しながら、御船町も強力に力を注いでまいります。

○10番（田上 忍君） 今町長から聞きましたが、御船町の子どもたちのために未来の学びということで、いろんなことを考えられているというのを受け止めました。ちょっと具体的に少しずつ質問していきたいと思います。

今度、新学習指導要領になりまして、新しい教科に対する準備というものがあるかと思いますが、そのあたり、どうお考えになられますか。

○学校教育課長（西本和美君） お答えします。

新しい教科としては、来年度新学習指導要領に位置づけられた新しい教科としましては英語教育がございます。これまで、平成23年度から高学年の英語教育はスタートしていましたが、来年度から3、4年生、中学年にも英語教育が入ってまいります。これに対しての準備としまして、3年前から英語担当指導助手を学校に配置しております。また平成29年度から英語教育指導員を配置しております。また昨年度からは、県で英語教育専科の先生が1人配置をしております、町内の3つの小学校については、既に英語専科の先生が授業をしております。また、3つ以外のその他の小学校2つについて、英語指導員を町単独でつけております、それぞれの学校に一人ずつ英語指導員が出向き、英語の指導の補助をしているところです。

○10番（田上 忍君） 既に準備されているということで理解いたしました。

今度、小学校の3、4年生、そして5、6年生では、英語については教える内容が変わってくるかと思いますが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○教育長（本田恵典君） 御質問にお答えをいたします。

今答弁がありましたように、英語力には大変力を注いでいるところです。議員がおっしゃったように、新しい形の、はっきり言いますと、中学年は英語活動といいます、高学年が英語の教育というのがございますけれども、その関係をもうちょっと正確に言えば外国語教育ということになります。

4つのキーワードがございまして、これはどこの教育も同じでございますが、話す、読む、聞く、書くと、この4技能をしっかり充実させる、その基礎としての英語活動、英語教育ということで、小学校に導入がなされました。

もう1つ付け加えさせていただきますと、本町のモデル校に指定しております小坂小学校につきましては、1、2年生も英語教育をしております。1年間で30時間でございますので、大体週1時間程度。それから3、4年生が年間70時間、週2時間となります。5、

6年生、すみません、3、4、5、6年生は105時間、週3時間でございます。

ほかの学校はどういう形で来年スタートするかといいますと、普通の学校ですと1、2年生はもちろんありません。3、4年生が週1時間の英語活動となります。5、6年生が週2時間ということですから、かなり多い時数を今モデル校として、もう既に小坂小学校は取り組んでいると。高木小学校はもう少し少なくなりますけれども、やはり通常の学校より多く取り入れています。来年度からは、町内すべての小学校で低学年から英語教育をスタートさせる予定でございます。

○10番（田上 忍君） はい、大体わかりました。これからは外国語が必須となってくるということで、しっかり力を入れていただきたいと思います。

あと、そのほかにプログラム、プログラミング教育がありますが、これについてはどうお考えですか。

○教育長（本田恵典君） 一番悩ましい御質問でございますけれども、お答えしたいと思います。実は、プログラミング教育につきましては、かねてから文科省からさまざまな通達が出されておったのですけれども、一昨年はたしか4%ぐらいの授業の実施率だったと思います。それが昨年度が50%ぐらいまで全国調査で上がっております。ということは、もう5割の学校は授業その他に取り組んでいるということになりますので、御船町も遅れをとってはならないと今考えているところでございます。

ところで、私たちの身近な生活でプログラミングという言葉が使われて動いているものはたくさんございます。つまり、お風呂の保温の装置でありますとか、それからいろんなコンピュータ機器でありますとか、そういったものはプログラムが組まれて、そして初めて動くというそういう機械でございますけれども、それをすぐに小学校で始めるということは、これは無理でございます。文科省はどう言っているかといいますと、プログラミング的思考をしっかりと教えなさいということを今申しております。

土曜日に復興祭が行われまして、そこでプログラミング教育の体験教室といいますか、体験を御船小学校の子どもたちが舞台上で演じてくれました。これはソフトバンク株式会社の協力でペッパーというロボットがおりますけれども、パソコンに簡単なプログラムを組んで、それを入れ込んで、そして子どもたちと一緒に舞台上で演じるというものでした。プログラミング的思考と申しますのは、私たちが今までプログラムのプログラミングの機能を知らずにいろんなものを使っていたわけですが、ではどうしてそれが動くのか、

ではどうしてそれがどんな仕組みになっているのかという、その一番の基礎を勉強するというのが、私は小学校で行われるプログラミングの教育だろうと思っております。

ここには、しっかりこれから取り組んでいきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） 具体的によくわからなかったのですが、これから取り組んでいかれるということですが、これに取り組むためには、新しい人材とか外部からの人材とか、そういうのは考えておられますか。それとも今おられる教職員で考えているのですか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

先般、熊本県の教育委員会にもお尋ねをしたのですが、今のところ、まだ研修の予定等が入っていないということで、こっちで独自に今後は研修等を組まなければならないと思っています。その折には、プログラミング教育に詳しい人材を講師として呼び出して、そして何らかの形で講習会なり研修をやりたいと思っております。

○10番（田上 忍君） まず、新しい教科の方から入っていったんですが、あと、先ほど課長の御船町の教育関係でハード面を何か言われましたね。その辺を含めて、今回このプログラミング教育も含めてですけども、ＩＣＴ教育の関係について、そのハード面について教えてください。

○学校教育課長（西本和美君） お答えいたします。

まず、平成29年度、平成30年度にかけて、各小学校にタブレット端末を設置しております。すべての小学校に1クラス分のタブレットと電子黒板1基を整備し終えたところです。それが複数人で1つのタブレットを使うというのではなく、そのクラスでタブレットを使用するときには、1人1台のタブレットを使用できるという環境を整備したということになります。

また、中学校の教師用公務パソコンは平成29年度に更新し、小学校の教師用の公務パソコンを今年度更新する予定としております。このように、本町では少しずつＩＣＴ環境を整えているところです。

○10番（田上 忍君） 今1クラス分と言われましたが、これは何年生とかそういうのは決めているのですか。それとあと、中学校についても、教えてください。

○学校教育課長（西本和美君） 先ほどの整備につきましては、国が示しています、1日使用できる、国が目標としている水準としましては、1日に1コマできる程度。また児童生徒が1日に1台の環境でできる環境の実現を目指しているという、国の水準がございます。

現在の町の状況では、1校に1クラス分の整備を行っておりますので、時間割の調整が必要であります。御船小学校を除けば、1日1コマ、1日に1台の環境で学習できる水準が何とか保つことができるという状況です。

中学校につきましては、パソコン室にノートパソコン2クラス分が既に整備されております。それとは別にタブレット端末が1クラス分準備されております。それについても、中学校はクラスが11学級ございますので、時間割を調整すれば1日1回、1日1コマ、1人1台の環境実現にすることを考えております。

○10番（田上 忍君） あと、電子黒板ですか、これは各学校に1台ずつということでしたが、この活用については、どんなふうにやっていますか。

○学校教育課長（西本和美君） お答えいたします。

電子黒板につきましては、1台70万円から100万円と高額が多機能電子黒板が現在あまり使用されていないという状況から、国が目標水準を従来の電子黒板から大型掲示装置や実物投影機へ整備の水準を変更しております。本町といたしましても、電子黒板ありきではなく、プロジェクターや実物投影機など、学校現場の声を反映させる形で整備していきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） 今の答弁であったように、高価な電子黒板ですけど、あまり活用されていないということですが、その電子黒板とタブレット、これは何か一緒に使っているというところはないのですか。

ちょっと質問を変えます。電子黒板の活用というのはどうしたら活用できると思ってもらえるのか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在は、電子黒板の使用方法につきましては、デジタル教科書を用い、電子黒板に表示されたものには書き込みながら使われていることが多いです。ただ、今回はプログラミングを含めました国のプログラミング教室の実例を見ますと、自分の暮らしとプログラミングの関係性を認識し、その良さに気づくであったり、社会科でいろいろな地域を見て、それを学ぶであったり、そういうデジタル教科書以外の分野での活用も、かなり期待されておりますので、これまでのように電子黒板イコールデジタル教科書ということではなくて、いろいろなものを掲示する装置のひとつだと考えております。

○10番（田上 忍君） 今、デジタル教科書という言葉も出たのですが、ちょっとそこまで入るとだんだん複雑になってくるので、ひとつデジタル教科書はここに置いとしまして、

あとは何かいろいろセキュリティーの問題とか、いろいろでてくると思いますけれども。

電子黒板の導入数といいますか、各学校に1台あるということですから、それについて、こういう活用があるよというのは、これは先生方が知る、教育委員会が、こういうふうな使い方があるよというのを指導していくのでしょうか。先生方自らが学んで、この電子黒板はこんなふうな活用があるのだよとか、そういうふうに運用をするのか、それとも、教育委員会から、こうやって電子黒板を町から配備します。ですから、こういう活用があるのですよとか、そういうのを教えていくのですか。どちらが主体ですか。

○教育長（本田恵典君） 今、課長が申しました電子黒板の利用度については全国的な調査でございます。ということです。

それから、今電子黒板の活用法といいますか、どういうふうな活用をする、あるいはどんなふうにしてそこを誰が指導するというお話ではなかったかなと思いますけれども、数年前から毎年研修はあっております。それから電子黒板がモデル的に導入された学校がございまして、そちらで研究発表が毎年開かれていると私は認識しています。そちらの学校に出かけて行って、その使い方を学んで、また持って帰って、それを持ち帰り校内で研修を開いて、使用法をしっかりと学んで使うと、そういった形が毎年繰り返し行われていると認識をしております。

○10番（田上 忍君） 今、いろいろとやり取りをやって感じたのは、もうちょっとですね、せっかくこうやって最新式の電子黒板が入っているのですから、まずはもっと活用をしてほしいなと。今、先進地を見にいかれたと、これは教育長とか課長も行かれたか。

○教育長（本田恵典君） 先ほど課長が申し上げましたとおり、電子黒板よりも今各学校の規模がプロジェクターであったり大型掲示装置であったり、実物投影機のほうにだんだん移ってまいりまして、電子黒板は申しましたとおり大変高価なものですから、私たちとしてもその使い勝手がなかなか難しいというところがありまして、私自身は研修には参加はしておりませんし、使用法もなかなか私自身ではマスターはしておりません。申し訳ございませんが、そういうことでございます。

○10番（田上 忍君） わかりました。

ぜひ先進地、たしか西原中なんかがモデル校で熊本市はやっていたと思いますね。それを見ていただいて、こういう活用があるのだなというのをもっと理解して、そしてそういう高価なものをもっともっと活用して行ってほしいなと思います。そして、私が思ったの

は、学校に1台でなくて、各クラスに1台配備できるような、そういう活用の仕方、これは、きっと本当に子どもたちも学習意欲が増すというか、違ってくるんですよね。実物投影と言われましたけど、電子黒板と、あと自分のそれを映しながら、タブレットをそこに映しながらとか、「ああ、この子はこんなことを今考えてやっているのかな」「タブレットを持ってこういうことをやっているんだよ」というのも絶対できると思いますので、もう少しよそを視察して、そしていいところはいいところを取り入れて、そして御船町の子どもたちのために。

さっき課長が言われたでしょう。よそから御船中に行きたい、御船の学校に行きたいと、言わば、そういうふうに充実していけば、もっともっと変わってくるのではないかと思います。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおりでして、理想は各クラスに1台は欲しいなと私自身も思っております。ただ、プロジェクターもそれから実物投影機もまだ各クラスに1台ございません。そういうことで、その辺の順番も私どもとしてもちょっと考えなければならないなということは思っているところです。

○10番（田上 忍君） 今、ICT関係については今のこの一言で。今、全国的にも一番進んでいるのは私は熊本市ではないかなと。タブレット等も3人に1人、要するに授業枠が3コマあれば1回できる。だから、1日6時間授業が皆さんあれば、1日に2コマそのタブレットを使った授業ができます。そして、電子黒板についても、たしかすべてのクラスに配布されているかと思っています。その辺をいろいろ情報交換しながら、せっかく熊本市はすぐそばなので、活用してもらえたらと思います。

それから、新しい学習指導要領になって、特別指導支援教育というのがあるかと思いますが、これのまずは考えですが。

○学校教育課長（西本和美君） お答えいたします。

特別支援教育につきましては、これまでもございまして、これまで以上に取り組んでいくということだと思います。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。

それでは、続きまして、先ほどからもいろいろ出ていましたが、地域社会と連携した学校づくりということで、今年から新しくなったことと思います。まだ運用は始まったばかり

りだと思うのですが、少ない時間ですが、どうですかね。今まで、思っていたように進んでいっているのかどうか、その辺あたりはどのようなのでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

おそらく学校運営協議会制度、コミュニティスクールと地域学校協働本部事業、地域学校協働活動についてのことであらうと思います。これまでも地域と学校が共同して行う活動というのはございましたのですが、それを組織的に計画的に行うことができるようにということで、国の事業として、今回、今年度取り入れたということでございます。

大きな違いは、これまで学校評議員会の委員に費用弁償をしておりましたけれども、このたびは学校運営協議会の委員、それから地域学校協働活動の運営委員にも費用弁償はできることになりました。県で進めておりますように、今、学校評議員会の発展的解消のほうに向かっておりまして、その代わりに学校運営協議会と地域学校協働事業を充実させようということでございます。

ちょっとややこしい説明になるのですが、学校運営協議会はこれまでもございました。いわゆるコミュニティスクールを推進するための委員が各学校に、今年は10名程度ずついらっしゃると思います。それから、一番ややこしいのは地域学校協働活動推進員と呼ばれるコーディネーターと言われる方たちです。その方たちは、各学校に一人ずついらっしゃいます。ちょっと似た感じで、PTA会長みたいな形でいらっしゃいます。そしてその学校運営協議会の中に入っていて、その中でいろいろ地域と行う活動について、学期に一度程度、全学校から一人ずつ集まっていって報告をしていただく。その中で学んだことを、また持ち帰っていただいて、自分の学校でも、あの学校の協働活動はできるのではないかなと、そういうことでありますとか、これを取り入れてみよう、そういった提案等もとまりまとめてやっていただくということでございます。

それでこの学校運営協議会制度はもともとあったのですがけれども、今後はさまざまなことに、校長先生にも進言ができるという、そういう立場も持たれるということになります。組織的に計画的にできるようになったというのが一番の特徴ではないかなと思っております。

○10番（田上 忍君） これからコミュニティということでいろいろやっていかれると思います。ぜひこれを取り入れたことによって、どういうふうにはまず学校が変わったか、地域が変わったか、本当に一体となってやはり地域が子どもたちを見守っているということが

できているのか、そういうのもまた、成果発表とかそういうのもやっていただけたらと思います。

次にもう1つ、これは今度新しい学習指導要領になって、今までなかったものが入ってきたわけです。入ってくるわけですがけれども。今でも先生方はとっても忙しいのだと思います。教職員の働き方改革とか、その辺は何か考えられておりますか。

○教育長（本田恵典君） 本当に働き方改革については、いろんな施策が文科省からも県からも示されているのですけれども、なかなかうまくいっていないというのが現状です。その中で、実情と今後の取り組みについて、お話をしたいと思います。

本町は、ほかの自治体もそうかもしれませんが、非常にタイムカードの導入が早く始まりました。それで教職員個々の勤務時間は教育委員会としてきちんと把握はできております。国が示しております過労死ラインと言われておりますのが、月の超過勤務時間数が80時間と、この80時間を超えている教職員も確かにおります。しかし、文科省調査の小学校で約3割、中学校で約6割というラインが出されておりますけれども、これは切っております。

いずれにしても、過労死ラインを超えている教職員がいることは事実でございますので、現在も当該教職員のいる学校では教育委員会から指導をして、個別の対応もしているところです。

また、各学校には毎月の校長会を通して指導をいたしまして、それぞれどうしたら超過勤務を減らすことができるか真剣に議論をしてもらいまして、解決策も幾つか示してもらっているところです。

○10番（田上 忍君） これからも先生方にあまり負担がかからないようにやっていただければと思います。

あとそれから、先ほど今度新しい教科が増えてくる。英語が増えてくる。そしてプログラミング教育等も増えてくる。となるとまた新しく学用品というか、保護者が自分で購入しなければいけないというものもまた増えてくるかと思います。今までたくさんいろいろありました。それで、学用品無料化とか負担軽減とか、そういうことは、町長、まだ考えていませんよね。

○町長（藤木正幸君） はい。私も教育には力を込めたいという思いがありますけれども、今のところは考えておりません。

○10番(田上 忍君) このあたりいろいろ考えていけばできる場所もあると思うのですね。

今はたしか、各学校で納入業者を決めて、どの小学校はここ、それぞれにやられていると思うのですよ。違ったら教えていただきたいのですが、例えば御船町全対で、もう全部ここから買いましようとか、何か大量になると幾らか安くなるのではないかなと。御船町だけではなくて、あとよその、例えば上益城全部で一緒に購入して、もうちょっと安くできないとか、そういう考えもあるかと思うのですが、その辺は教育長、どうですか。

○教育長(本田恵典君) お答えいたします。

今のところ、やはり各学校でいろいろな、いわゆる教科書類ではないいろんなワークのテストとかそういうものがありますけれども、あるいは資料関係、これについては、やはり学校規模あるいはその学校に応じてというところもあるものですから、実態に応じて学校で購入していただいているというのが事実でございます。

○10番(田上 忍君) 何か運用を考えて負担軽減できるようなところはあるように考えていってほしいなと思うところであります。

それからもう1つ、学校の環境面で、これもまた町長のほうにふっていくかもしれませんが、今子どもたちというか、誰でもそうですけど、自宅ではほとんどトイレは洋式ですよ。子どもたち、学校の洋式化それからドライ化等について、町長に聞いたほうがいいですか。

○学校教育課長(西本和美君) お答えいたします。

小学校のトイレの洋式化につきましては、昨年度から小学校のトイレ、今4基あるうちの1基が今は洋式、3基が和式ということで整備されていたものを、和式を1基、洋式を3基にするという改修工事を行っているところです。今年2校実施しまして、今年2校が済みましたら、小学校については全体的に改修が済む見通しとなっております。

中学校については、建物自体がかなり老朽化しておりますので、長寿命化計画を含めた全体工事の中で改修を考えていきたいと思っております。

○10番(田上 忍君) はい、わかりました。これから徐々によくなっていくということですね。ぜひドライ化もやっぱりいいと思いますので、一応とらえておいてください。

では次、通学路関係について質問いたします。この中で熊本地震で被災した通学路の復旧状況というか、これについて説明をお願いします。

○町長(藤木正幸君) 2、通学路における危険箇所の対応はどうなっているか。

(1) 熊本地震で被災した通学路の復旧状況はどうなっているか。(2) 学校現場から上がってきた危険箇所の対応状況はどうなっているかについて、お答えを申し上げます。

手順といたしましては、まず学校で毎年通学路について危険箇所がないか点検をしていただき、その報告が教育委員会に上がってまいります。その後、学校やPTA、校区の交通安全協会をはじめとする関係団体の皆様、役場建設課、地域振興局の関係部局、警察等の諸機関と協力して校区の危険箇所を歩きながら、合同の安全点検をいたします。その結果、危険と判断される箇所につきましては、関係部局で話し合いの上、順次解決しますよう、教育委員会から連絡し、各道路管理者で対応をいただいているところです。

また、定期的な安全点検だけではなく、日頃から学校と連絡を取り合い、相談や報告があり次第、点検の上対応するよう教育委員会に指示をしているところであります。

○10番(田上 忍君) では具体的に、熊本地震で被災した通学路の復旧状況、何か、ここは復旧しなければいけないというのがありましたら、教えてください。

○学校教育課長(西本和美君) ここは復旧しないといけないということではありませんが、現状についてお答えしたいと思います。

平成29年度と平成30年度に行いました通学路安全点検においては、例えば歩道上に土のうのがはみ出し危険である。または、片側通行となっている通路に砂利が敷いてあり、自転車のハンドルが取られて危険であるなど、災害復旧工事に伴い安全に通行できないという、そういう事案が多くございました。道路自体の復旧活動の部分については、教育委員会で常時しております通学路安全点検でも上がってきておりません。

この通学路安全点検後に学校から、地震による亀裂のため段差ができているので補修してほしいというような点につきましては、道路管理者に連絡の上、既に対応しています。

○10番(田上 忍君) それと同じような連絡のあったところは、補修はもうすべて終わっているという考えでよろしいですね。

○学校教育課長(西本和美君) 熊本地震対応したものについては終了しています。

○10番(田上 忍君) わかりました。大きなところはもう大体完了しているという認識かなと思います。

細かいところなのですが、こういうのは建設課に関係するのか、復興課、どちらいくのかわからないのですが、例えばマルエイのこっちから行ったら、役場の信号の手前を左へ入るところ、そこの歩道のタイルがひとつはげているというの也有ります。そういうのは、

歩いていけばきっとわかります。これは、通学路というのか、あそこは一番歩いて通る人が多いところなので、お年寄りとかそういうのでつまずくんではないかと思います。その辺は見てほしいなと思います。

それと、西木倉の郵便局のちょっと先、これはどうにかと思いますが、歩道が熊本地震で斜めに傾いているのです。道路の復旧ということで、その辺ずっと先のほうは復旧されました。こっちのほうはまだ歩道だけだったのでされてないかとは思いますが、この辺は、今後どういうふうを考えられておりますか。いわゆる復旧場所になっているのかなってないのか、このままほったらかすのか、そこを聞きたいのですが。これは建設課ですか。

○建設課長（野口壮一君） 今御指摘がありましたところが、みるくの病児・病後児保育の前ぐらいだと思います。前回の町長選挙とか選挙が終わった後に、町長からそこが地域の方から指摘があつていましてということで、建設課にも連絡があつていまして。今、即舗装業者に手配をしていたのですが、なかなかまだ今のところ乗り込みができてないという状況です。早急にあの落差というのは、解消に向けて対応をしていきます。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。なるべく早めの復旧をお願いしておきたいと思っています。

それからあと、今中学生とか、小坂の方です。自転車で竹藪の下というか、川の向こう側を自転車で通学しているかと思います。大分竹が覆い被さってきているところもあるし、それから、一部の問題は暗いということを言われました。暗い場所はほかにもたくさんあるのですが、そして基本的に防犯灯は地区がつけて、そしてできれば町が管理をするということ、これは知っておりますけれども、特にひどいところあたりは随時今までもつけていくということで聞いていたと思いますが、この辺はいかがですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

各地の防犯灯につきましては、今地元で作っていただいて、あと電気代等は町という形でお願ひした部分もあります。特に通学路等であれば、必要な部分があるかと思っています。ちょっと現地の調査等も行いながら検討していくということで対応していきたいと思っています。

○10番（田上 忍君） 今例えばということで、川の向こう側のことを言ったのですが、ほかにも子どもたちが歩いて帰る通学路でやはり暗いところ何カ所もあるかと思っています。その辺もぜひ調査して、そして対応していけるところは対応していったほしいと思います。こ

ここにデータを持っているのですが、御船署管内ですけど、わいせつ声掛け事案、これがだんだん増えていっているんです。平成27年度が18件だったのが平成28年30件、29年30件で、平成30年になると44件起こっています。この44件の中で、御船町でも案件が9件も上がっているのですね。ぜひ、やはりこういう声掛け事案とか発生しやすいのは、やはり暗いところだと思うのですよ。ですから、その辺も踏まえながら対応を願えればと思います。よろしいですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、現地調査の上、対応していきたいと思います。

○10番（田上 忍君） では、被災したところについては、そういったところで。あと、今までいろいろなところが危険箇所ということで上がってきたかと思います。そして、これはもう町長部局へ出して、何とかしてもらいますというのがいくつもあったと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） では対応が済み、改善された部分について報告をしたいと思っています。

滝尾の443号とマミコウロード前の交差点における信号機につきましては、この通学路安全点検を受け、警察署の方で設置を検討してくださいました。そして今年の4月に設置することができました。次に、木倉小学校区の太郎兵衛橋の管理道路において、橋と管理道路が垂直に交わっておりまして、その管理道路側から川に転落する恐れがありましたので、そちらについては、土木事務所で転落防止柵を設置していただきました。これについても、通学路安全点検を受けての対応ということになります。

辺田見のトンネルの照度につきましても、地域の住民の方からも再三要望があっていましたが、これについてもこちらからの要望をした上で、清掃等してもらい、少し照度が上がっております。その他、道路上の白線の引き直し等要望に添って対応していただいています。

○10番（田上 忍君） では、まだ残っているものはどこですか。

○学校教育課長（西本和美君） 申し上げにくいのですが、道路自体を拡張してほしい、または地域が管理しております水路に蓋をしてほしいというような大掛かりなものについては、まだ整備の見通しがついてないのもございます。

○10番（田上 忍君） では、今の2項目については、これは町長部局に出してあると認識してよろしいですね。その中の、今1つこの中で、たしか水路に蓋をしてほしいというのが、

以前も陳情で上がっていたと思います。たしか辺田見のところですね。陳情でも上がっていて、たしか委員会で採択して、ここはたしか蓋してくださいと。トンネル入った左のところですね。そのあたりは、あのときはたしか、採択として建設課で考えるということだったのですが、これはどうなっていますか。

○建設課長（野口壮一君） 六反田から下辺田見に行く道だと思います。陳情で上がったものを対応してもらっていますが、まず、令和元年度にこの設計をしていこうということで、申し訳ないのですが、予算の要求を上げてあるところなんですけど、今回も査定で落とされていますので、また継続して要求していきたいと思います。

○10番（田上 忍君） たしか、あの陳情があったときに、この水路に、自転車に乗った学生が何人か落っこちたということで、たしかそういうこともお話聞いたと思います。ぜひ次の査定では残れるように町長よろしく願いしておきたいと思います。地元の方も、ぜひ待っているかと思っています。

○町長（藤木正幸君） はい、地元の要望があったと認識もしております。ただ、現状的には復旧事業が先に進んでおります。復旧が係ります、もう少ししたら、ある程度落ち着いてきたら、その折には設計をお願いしていきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） これはまだ寝ているということで覚えていてもらえればまずいいかなと思います。

最後に、申しましたように、最近いろんな事案というか、テレビやニュース、新聞とかで出ております。先日も、ちょっと前になりますが、登校時に刃物を持った男性に襲われたというのがあったかと思っています。これについては、たしか安倍総理からも全国的に対処しなさいというか、何か指示が来ていたかと思いますが、御船町ではどんなことを、この辺は考えておられますか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

御船町では、その前にもう既に登下校の防犯プランというものが出されております。これは昨年の6月20日に、これはまた別の事件で新潟市で小学校の2年生が下校中に連れ去られて殺害されたという事件がありました。そのときに出了たプランに基づいて、校長会等で話を私からしたところでございますけれども、犯罪の情勢から見ますと、13歳未満の子どもが被害に遭う時間帯が15時から18時の下校時間帯に集中しているというデータがございます。

こうした実態に照らして、各地で子どもを守る地域の活動として、防犯ボランティアがありますけれども、これも高齢化によってボランティアの減少、それから、共働き等の影響で保護者による見守りがなかなか困難になってきているという状況があります。それから下校のあり方が多様化いたしまして、空白地帯と呼ばれる子どもが自宅周辺で1人で歩く1人区間の問題が浮上してきているということでございます。

先般、大変な事件が起きましたけれども、あの大きな事件に対する対処の仕方というのは、どこで話し合いを持ちましてもなかなか結論は出ておりません。ですから、この新潟の事件を例に挙げてお話をしているところですが、その防犯プランの中で、特に通学路の危険に対する具体的な方策を3点挙げております。1点目が緊急合同点検の実施と地域安全マップ等を作成する見える化。2つ目に警察官防犯ボランティアなどによる危険箇所の警戒、見守り。3つ目に防犯カメラ、防犯灯の設置等と、この3つが挙げられております。

本町といたしましては、まず昨年実施しました通学路の安全点検を参考にしまして、先ほどお話しいたしました学校運営協議会等の協力を得て、早急に各学校ごとのより詳細な地域安全マップを作成したいと思っておりますし、これを各御家庭に配布したいと考えております。

通学路の見回りの工夫強化をまた行うということで、具体的にはながら見守りと呼ばれます、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等で、日常活動の際に防犯の視点を持って行っていただくと、そういうことを現在考えているところです。

○10番（田上 忍君） はい、この件については、何が正解かというか、何をやったらいいかとかはわからないと思います。いつどんなのが起こるかも、これもわかりませんからですね、対策の施しようはなかなか難しいところかなと思いますけれども、先ほど教育長が言われたように、地域の方を活かしながら、そして地域の子どもたちを、御船町の子どもたちを見守っていきたいと思います。御船町でも、ぜひこういう大きな事件が起こらないことを祈って、今回の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで15時05分まで休憩したいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時50分 休 憩

午後3時05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○7番（森田優二君） 7番、森田です。通告しておりました件について、質問いたします。

まず、質問事項の1からです。平成28年熊本地震及び豪雨災害における災害復旧工事の進捗状況について質問します。

なお、個別の質問に対しましては質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君） 森田議員の1、災害復旧工事の進捗状況について、お答えいたします。

本町では、平成29年3月に作成した御船町震災復興計画に基づき、被災者の生活再建を第一に、道路や水道等のインフラ整備や公共施設の復旧を進めてきました。令和元年度が復旧期の最終年度となり、復旧に向けて全力で取り組んでいます。現在農地及び農業用施設の災害復旧工事や道路、河川などの公共土木災害復旧工事について事業を推進しています。これらの災害復旧工事につきましては、本年度末の完了を予定しています。

次に、建築災害についてお答えいたします。被災者の住まいの再建を支援するため、町内7カ所に100戸の災害公営住宅の整備を進めています。被災者の方々の一日も早い住まいの再建のため、今年度中の完成を目指しています。また、防災関係では、地域防災拠点施設として、消防団詰所の再建や防災備蓄センターの建築を進めており、今年度内には完了を見込んでいます。

その他、町営住宅や学校等の教育施設、またカルチャーセンターやスポーツセンター等の公共施設災害については、すべて復旧が完了しています。

○7番（森田優二君） それでは、詳細について質問させていただきます。

まず、農業土木災害における災害復旧工事の進捗状況について、説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

平成28年熊本地震及び豪雨災害における農業土木災害の進捗状況についてお答えいたします。実施件数につきましては471件、内訳としましては、農地281件、施設190件です。発注件数につきましては462件、完了件数が269件、進捗率が57.1%となっています。

○7番（森田優二君） まだ完全には終わっていない。要するに、未完了がありますが、これについてはどう考えておりますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

現在までのところ、未完了件数が202件となっております。未完了件数202件のうち、発

注件数につきましては193件となっております。また未契約の9件につきましては、昨年度入札行為を行いました但すべて不調と終わっております。災害現場に直接重機などの機械の搬入が困難なことなどが要因であります但、現在設計の見直しを行っており、7月に再度入札を行う予定としております。

また、未完了202件につきましては、今年12月までに140件、来年3月までに62件完了を目指し、引き続き施工管理を進め、関係農業者の皆様が一日でも早く耕作の再開ができますよう努めてまいります。

○7番（森田優二君） 繰越案件が発生していますが、これについてはどうですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 繰越案件につきましては、町全体の工事件数が多く、また作付状況、こちらにつきましては、営農期間や出水期など、工事期間が限定されることが理由の1つとなっております。

○7番（森田優二君） 特に、農災の復旧工事では、生産時期というか農繁期あたりがありますので、そこらあたりの関係もあり、工事もなかなか計画どおりにできないと思っております。業者との打ち合わせを密にしながら、工期内、早期復旧ができるように努めていたきたいと思います。

次に、発災当時に査定漏れが発生しておりました。査定漏れについての進捗状況はどういうふうになっておりますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 査定漏れの進捗状況について、お答えいたします。

実施件数につきましては40件、内訳としまして、農地22件、施設18件となっております。これまでの発注件数につきましては14件、完了件数が2件、進捗率が5％となっており、未完了件数が38件、うち未発注件数が26件となっております。

○7番（森田優二君） 今のあれでわかるように、未完了案件がかなりあるようですけれども、これについてはどのように計画をしておりますか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

未完了の38件、こちらは未発注も含めたところになりますけれども、随時入札に発注をおかけしまして、今年12月までに25件、来年3月までに13件の完了を目指し、引き続き施工管理を進め、査定漏れの関係農業者の皆様におかれましても、一日でも早く耕作の再開ができますよう努めてまいります。

○7番（森田優二君） それでは、農家の負担金です。これはどういうふうになっております

か。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

農地につきましては復興基金、施設につきましては起債で対応いたします。また、分担金につきましては、平成28年災の負担率に応じ、農地3.4%、施設で0.8%で対応することとしております。

○7番（森田優二君） 特に、工事の管理、若干遅れておりますけれども、この工事の管理について特に工程会議や打ち合わせ会議は、きちんとできておるのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） 工事の施工管理について、お答えします。

こちらにつきましては、着工前の現場での打ち合わせ、竣工時の打ち合わせを現場代理人と実施しております。また、現場状況に変化等があれば随時現場または役場にて打ち合わせ協議を行っており、工期内の完成が行われるよう、引き続き指導を行ってまいります。

○7番（森田優二君） きちんと打ち合わせをすることによって工事も早く終わると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、土木災害における復旧状況についてお尋ねします。土木災における災害復旧工事の進捗状況について説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 建設課管理に係ります土木災害復旧工事について説明します。

建設課で道路・河川災害復旧工事と、宅地耐震化事業に係る災害復旧工事が対象となります。平成29年度の工事発注件数が310件、うち274件が終了をしております。平成30年度の工事発注件数が198件、うち93件の工事が終了をしております。令和元年度の発注予定としまして、道路災害復旧工事で22件、それから個別宅地擁壁復旧工事を含めた宅地耐震化事業で56件の工事発注を予定しているところであります。平成28年から30年度までの災害復旧工事発注分に係る総完了件数は493件、完了率は77.6%となっております。

○7番（森田優二君） それでは、工事完了はいつを見込んでおりますか。

○建設課長（野口壮一君） 工事完了については、本年度の事故繰越対象工事については、第2四半期の9月末です。繰越明許対象工事については、第3四半期の年内の完了に向けて受注業者へ指導をしているところであります。

なお、令和元年度で予定している宅地耐震化事業に係る工事発注分については、繰越承認を経て令和2年度末までの完了を目指しているところであります。

○7番（森田優二君） これまでに多くの設計変更とかあったと思いますが、工程会議や打ち

合わせ会議、これまでの管理体制について説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 受注者ごとの受注工事の一覧表を作成して進捗管理を行っております。遅延している工事については、職員の監督員から受注者への早期完成を促していくというものであります。しかし、河川災害復旧工事については、どうしても出水期、または農繁期以外でも施工が限られてくるということで、どうしても繰り越しが生じる案件もあるような状態になっております。

○7番（森田優二君） 繰り越し関係は、先ほど言われたように、令和2年度末を見込んでいくということによろしいですね。

○建設課長（野口壮一君） 宅地耐震化事業に係る一部が令和2年度までかかるということになります。少し繰り越し関係の件数あたりをお知らせしたいと思います。災害復旧工事に係る繰越明許です。道路・河川復旧工事で96件、事故繰越分で45件となっております。それから、宅地耐震化事業に係る大規模盛土、それから拡充工事に係る繰越明許分で11件、事故繰越分で8件という件数になっております。先ほども申しましたように、9月末、それから年内竣工、それから宅地耐震化事業については、令和2年度末まで工事がかかるという状態になっております。

○7番（森田優二君） それでは、3番になりますけど、建築災害における復旧状況の現状についてということで、まずは災害公営住宅の進捗状況について、説明をお願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

先ほどの町長答弁にもありましたように、町内7カ所に100戸の災害公営住宅の整備を進めているところです。これまで古閑迫団地10戸、一丁目第Ⅱ団地20戸、木倉団地8戸、旭町団地10戸の合計48戸が完成をしております。残りの小坂団地19戸は8月の中旬、一丁目第Ⅰ団地20戸は11月下旬、上高野団地13戸については、来年2月下旬の完成を予定しているところです。

○7番（森田優二君） ということは、最終工期は大体来年の2月ということによろしいですね。

○復興課長（島田誠也君） はい、そのとおりです。

○7番（森田優二君） 町長の答弁では、公共施設の災害復旧については、すべて完了したという報告があったと思います。そのほかの災害関連の進捗状況について説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） 私からは消防施設等についての進捗状況について、お答えをいたします。

消防用施設につきましては、現在消防詰所の再建を行っているところです。本年度は7件の発注を予定しております。1件につきましては、現在施工中ということで、これは6月末に完了の見込みであります。あと、残り6件につきましては、現在設計をやっております。早いところでは7月中には設計が完了いたしますので、設計が終わったところから順次発注は進めていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） 最終工期はいつ頃になりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 最終的な工期につきましては、令和2年の3月を予定しております。

○7番（森田優二君） 打ち合わせ等の工程会議は、きちんと実施されておるでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在施工中の工事につきましては、予定工期どおり完了が見込めるということで、工程管理は適正に行われたと思います。あと、残りの今後発注する部分についても、特に進捗状況、工程管理については、協議をしながら努めていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） 工程会議はきちんと実施をされているということでしたけれども、1つだけ、気になるのがありました。もう完成はしておりますけれども、1分団2班の詰所、これについて、少し質問をしますが、入札時の工期はいつでしたか。

○総務課長（藤野浩之君） これは、1分団2班の消防詰所ということで工事を発注しております。まず、当初の工期につきましては、平成30年4月3日から平成30年9月28日となっています。

○7番（森田優二君） その後、工期の変更で12月21日になったと思いますが、完成したのは3月でした。工期の変更についての説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

工期につきましては2回ほど変更を行っています。1回目が平成30年4月3日から30年12月21日ということで、1回目の変更を行っています。その後、2回目ということで、最終工期を平成31年3月22日という形で変更を行っています。変更の理由としましては、熊本地震の災害復旧の工事の増加による影響で施工体制が整わなかったということ。作業員の確保に期間を要したという形で工期の変更を行っています。

○7番（森田優二君） 私も地元の議員として、また消防関係も、一般質問でも消防関係いろいろしてきました。1回目の工期変更で12月の夜警には使えるように、工事業者にも頑張ってもらっていただくよう指導していきますという話を聞いておりました。しかし、完成したのは3月です。打ち合わせ等をきちんと行われていたのかをお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

当初の1回目の変更で12月21日、これは年末警戒に間に合うようにという思いでありました。町としまして、この年末警戒というのは地域住民の安心・安全のため重要な消防団活動の1つだと考えておまして、どうしてもこの時期には間に合わせたいということで、業者といろいろ協議しながら工程管理を行ってきたところでしたが、結果的に、その時期には間に合わなかったということで、この件につきましては地域の住民の方にも大変御迷惑を、御心配をおかけしたのではないかと考えております。

打ち合わせとしては行っていたということで、結果的に工期の変更になってしまったということです。

○7番（森田優二君） 積載車の格納庫です、また団員の詰所については、発災当時から建設を急ぐようにと議会の中でも強い要望をしていたと思いますが、今後は、打ち合わせ等を今以上に密にし、早期完成に向け頑張ってもらいたいです。いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、特に防災施設については、重要な施設であるという認識がありますので、工事の進捗につきましては、工程会議、また現場での立会い、いろんなことで進めていきたいと考えております。また、工程についても契約しておりますので、その契約を適正に履行できるよう、今後監督員あたりを指導していきたいと思っております。

○7番（森田優二君） それではもう1つ、防災備蓄センターについて、少しお聞きします。これは5月に入ってから、町民の方より、防災センターは1月に入札が終わっているのにまだ看板も何も立っていないがどうなっているのかという話がありました。私も確認しましたが、看板等はなく、何もできていない状態でした。5月15日に課長に確認しましたが、書類は出ているが、看板だけは気づかなかった。すぐ業者に連絡しますとの話があったが、1週間後に看板が立てられました。しかし、工事工期等もなく、正式な看板とはほど遠いものでしたが、まず、当初の工期はいつでしたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

御船町防災備蓄センターの改築工事ということで質問がございました。工期についまし

ては、平成31年1月21日から令和元年10月31日となっています。

○7番（森田優二君） 1番目の工期です。

○総務課長（藤野浩之君） 失礼しました。1回目は平成31年1月21日から平成31年3月28日となっています。

○7番（森田優二君） この工事は繰越案件ということはわかっておりました。だから、大体3月いっぱいまでの工期で、次に変更ということはわかっていたのですけれども。正式な工期をもう1回よろしいですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

変更後の工期としましては、平成31年1月21日から令和元年10月31日であります。

○7番（森田優二君） これは、看板はいつ立ちましたか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

看板というか、工事の標識類ですけれども、6月の最初の時期だったかと思います。

○7番（森田優二君） その前に、5月15日に課長に話をしてから、一番目に立てられたのは、大体いつぐらいですか。

○総務課長（藤野浩之君） 一応、5月15日に私に連絡がありまして、その確認をしました。

その後は約1週間後ぐらいに1回目といいますか、最初の看板が立てられたと思っています。

○7番（森田優二君） 看板の確認はされましたか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、確認はしております。

○7番（森田優二君） 立ったぐらいに確認しているのですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、立ってすぐだったと思います。見にいっております。

○7番（森田優二君） これは、6月になってから現在の看板に立て替えられております。これについては、いつ立てられたか確認はできておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

それについては、6月6日ぐらいだったと思います。

○7番（森田優二君） おそらく、立ってすぐの確認はできていなかったと思いますけれども、それはいいんですけれども。今度の看板にも工事名が入っていないのですよね。前は工事名からいろいろ書いてあったのですけれども、今はもう工事名は入れなくてもいいのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 公共工事等による標識の設置につきましては、建設業法に規定が

されております。それに基づいて今回標識は設置をされております。その中で、住民の皆さんにわかりやすい表現で今看板類のほうは書かれています。それで、正式な工事名というのは、今回のこの標識の中には記載はなかったのかなと思います。

○7番（森田優二君） 実は、すぐ近くに小学校の空調工事の看板が立てられております。この看板を見ると、工事名、工期が記載されているのです。以前の看板とはかなり変わってきておりますけれども、最低でもやはり正式な工事名と工期は記載してほしいと思うのですけれども、そこあたりはいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 標識の設置につきましては、住民の皆さんにわかるような標識、そしてまた安全を喚起するような重要な案件には標識、それとまた騒音だったり工事用車輛の通行についてもお願いをする部分があると思いますので、そこはわかりやすい表現で今後看板類、標識類はまた検討していきたいと思っています。

○7番（森田優二君） 今小学校の看板の話をしましたが、せっかくですので、小学校の空調建設の進捗状況を、これについて、これは議会のほうは間に合わないということで、いろいろな話もあったと思います。進捗状況について、お願いします。

○学校教育課長（西本和美君） お答えいたします。

小坂小学校の空調設置工事については、5月14日に既に完了しております。御船小学校ほか4校、御船小学校、滝尾小学校、七滝中央小学校、木倉小学校、高木小学校の5校につきましては、現在室外機、空調機本体の設置は終了し、電気工事を行っている状態です。本格的に暑くなる前の6月末に完成するように工期を定めておりました。月に2回ほどの工程会議を通し進捗を確認しておりますが、現在遅れ等はございません。予定どおり6月末に完了する見込みです。

○7番（森田優二君） 6月中に完成ということで、子どもたちもまた、保護者も喜ぶと思います。よろしく願いしておきます。

防災センターに戻りますけれども、提出書類は出ていたということですのでけれども、これは問題なかったということでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 着工関係の書類については、適正に提出はされておりました。

○7番（森田優二君） その中に工程表とかそういったものはあると思いますけれども、現在までで、大体どれくらいの工程会議をされておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 工程会議につきましては、実際施工をする前については、いろい

ろ電話等での、協議については2週間に1回程度の電話での協議は行っていました。実際、会議を開いたというのは2回です。

○7番（森田優二君） だったら、電話とか何とかでの連絡はどれぐらいされておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） 電話でのやり取り、協議につきましては、約2週間に1回程度は必ず連絡をとっていたということです。

○7番（森田優二君） 最終工程は10月31日ということでしたけれども、それで間違いないですね。

○総務課長（藤野浩之君） はい、契約の工期として、10月31日ということで契約を締結しております。

○7番（森田優二君） 今のやり取りからもわかりますように、工事発注者である町職員の管理体制がきちんとできていないことがわかったと思います。職員は忙しいとはいえ、打ち合わせをしないのはいかなものか。工程会議も、今の話でも2回、電話連絡が週に何回かということも出ましたけれども、やはりこの打ち合わせというものはきちんとしなければいけないと思います。打ち合わせもしないで遅れるというのは、これは普通に請負うのとは、また話が違うと思います。指導する立場の町職員が何もしていない。また職務怠慢として、職務怠慢と言われても、これは仕方のないことかなと私は思います。職員管理をもう少し考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○総務課長（藤野浩之君） はい、お答えいたします。

町の公共工事につきましては、契約約款に基づきまして工事を行っているところです。この中で、監督員を任命するということになっておりまして、各工事において監督員を任命しております。その監督員の業務としましては、工事契約の履行において、注文者の代理人として設計書に従い、適正に工事が施工されているか、監督するものだと思っております。今後監督員として責任を持って業務にあたるよう指導を行っていきたいと思っております。

○7番（森田優二君） 町長も2期目になられました。このあたり、町長は今後どういうふうにしていこうと思われませんか。

○町長（藤木正幸君） 現在、工期の最終年度となっています。本年度である程度の工事は完了しなくてははいけません。この工程管理をしっかりといただき、工期が延びることがないように指導してまいりたいと思います。

○7番（森田優二君） 私も職員に対するいろんな批判も聞いております。やはりここはもう1回職員引き締めて、そしていろんな仕事にあたってほしいと思います。

それでは、質問事項の2に移っていきます。災害時の避難所と備蓄品の整備状況について、質問します。

○町長（藤木正幸君） 2、災害時の避難所と備蓄品の整備状況について。（1）災害時の避難所の見直しは行われていたのか。（2）備蓄品の整備状況について、お答えを申し上げます。

災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される緊急指定避難所や被災者が避難生活を送る指定避難所については、住民への周知徹底を図る必要があります。平成28年の熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったため、平成29年度に地域防災計画の見直しをいたしました。具体的には、各避難所の収容人数を割り出したり、洪水や土砂災害など災害の種類ごとに使用する避難所を見極めたり、新たな避難所を指定したりしています。

次に、備蓄品の整備状況についてお答えをいたします。大規模災害が発生し、物資や資機材の調達や運送が平常時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な財政を整備する必要があると考えます。

備蓄品の整備については、平成28年度から順次整備を進めています。現在毛布、飲料水、ビスケット、乾パン、缶入りパンを整備をしています。そのほか地震時にいただいた支援物資で簡易トイレや段ボールベッド、アルファ米など、約30品を備蓄しています。今後備品の整備については、より効果的な方法で調達を行い、災害に備えたいと考えています。

○7番（森田優二君） 実は、平成29年の9月に一般質問で避難所の見直しについて質問をしました。特に、御船川左岸側の滝尾校区と御船校区の見直しについて質問したわけですが、それについては、見直しは行われたでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えをいたします。

以前、議員から一般質問等もあっておりました。避難所の見直しと、特に滝尾地区、御船地区の左岸側、これは御船川を挟んでおりまして、洪水、地震、当然橋が渡れなくなったという場合も考えられますので、左岸側にはやはり避難場所、避難所等は必要であると考えております。

その中で、滝尾地区におきましては、今回、追加の指定はあっておりませんが、変更はあっておりませんが、御船町左岸地区においては、平成30年にホンダ介護サービスを追加を

指定しております。また、本年度におきましては、町民憩いの家を追加指定を今検討しているところです。

○7番（森田優二君） ここに指定緊急避難場所一覧があるんですけども、これをして、特に今言った御船校区の左岸です。商工会とかいろいろ何件かありますけれども、ほとんど水害のとき、洪水のときはバツ（×）になっています。今言われたように、かろうじて三角（△）は昭和保育園ぐらいですね。今の憩いの家が今度指定されるということになっておりますけれども、やはり、特に洪水の場合は川を、橋を渡ってこちらの右岸側の小学校とか何とか行けませんので、ここは再度検討をお願いしたいと思います。

また、滝尾地区も、滝尾幼稚園は一応避難所になっておりますけれども、あとこちらも三角（△）、バツ（×）というか、きちんと丸（○）がついているのはありません。そういったことを含めて、やはり検討してもらいたいと思います。今後、避難所については、どのように考えているのか、ここらあたりのお話をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

現在、御船町で考えられる災害というのは、洪水、土砂災害、また地震、火災などこういったものが考えられます。これらすべての災害に対応できる避難所というのは現在少ない状況にあるかと思います。それで、これは災害の種類ごとに使用できる避難所の見極めが重要だと考えております。

また、毎年、国の防災計画も改正されております。その中で、自らの命は自ら守る、意識の徹底というのが最上位に掲げられているということで、そういった計画になっております。ただ、すべての災害に対して絶対安心という避難所はなかなかありません。したがって、住民自らが災害情報を入手し早目早目に安全な避難所に避難していただくということが、最善の防災対策になるかと思います。

町としてもそれらの情報を、正確な情報を十分発信しながら、早目の対応をやっていきたいと考えています。

○7番（森田優二君） 次に、備蓄品の整備状況について、大体何カ月、どれだけの備蓄品が整備されているか、お願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

備蓄品につきましては、現在各校区に1カ所ほどは造っております。旧小学校校区ということで、10カ所については備品庫みたいなのを造っております。それと大量に保管して

いる施設としましては、旧法務局跡と水越の社会教育センターに備蓄品を保管しております。その2カ所につきましては、これまで支援していただいた物資等を中心に、約30品目を保管しております。そのほか、先ほど申し上げました各校区に設置しておりますコンテナ倉庫につきましては、約100人分の食糧と水を現在備蓄しているということです。

○7番（森田優二君） 今の話では、10カ所プラス2カ所、12カ所くらいで備蓄をしているということでした。先ほども言ったように、例えば、御船小学校にこの備蓄品を置いてもらっても、左岸側はなかなか行けないというのがあります。そういったところを考えて、今後は公民館とか消防の詰所、こういったところへの備蓄というのは考えておられないのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、公民館、消防詰所等の再建が進んでおります。この中で、必要な物資について保管、備蓄できるスペース等があれば、そちらにも今後備蓄していく必要はあるのかとは思っています。

○7番（森田優二君） 実は、牛ヶ瀬2区の区長さんから去年話がありまして、あそこにコンテナを1基買って、この中身をいろんなものを区で買ってから備蓄と、いろいろ今から入れなければならないという話でした。その話の中で、いろんな装備品はともかく備蓄品はいろいろ賞味期限とかありますので、これはやはり役場に話をした方がいいですよということで、私は当時の課長と話をしましたら、やはり、避難所的に使ってもらうことは、それはわかっておりますので、それは役場でどやんかせんといかんですねという話になっておりました。ここらあたりは今後どういうふうに計画をされるのか。お願いします

○総務課長（藤野浩之君） 備蓄品の整備につきましては、防災計画等にも計画はしておりますので、その辺も含めたところの整備となるかと思います。ただ、備蓄品の整備の方法として、2種類ほど考えられるかと思います。自前で購入して保管していく方法、それと、2点目は販売店と協定を締結して、災害時にはそちらからすぐ供給をしていただくという2つの方法がありますので、より効果的な方法を考えながら、備蓄品の整備にはあたっていきたいと思っています。

○7番（森田優二君） 大体10カ所、12カ所かな。先ほど1カ所に100人程度ということでしたけれども、全体的には何人分ぐらい準備はできておりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今手元に資料はございませんが、先ほど申しましたとおり100人分ということで整備しております。ただ、備蓄品につきましては、災害に備えて各家庭におかれましては最低限の飲料水や食糧については、各家庭でもそういった備品として防災のために備えるという意識も今後必要になってくるのかなとは思っています。

○7番（森田優二君） 大体備蓄品の整備計画というのが作ってありますけれども、大体今の時点で500ミリのペットボトルです。これが大体今の時期だったら2万本となっているのです。まあ、さっきの話では結局100人分の12にしたって、1,200本なんですよ。大幅に違いますけれども。そこらあたりは、ちょっと簡単でいいんですけれども。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

備蓄品につきましては、防災計画に今掲載をしているところでありますが、なかなかいろんな事情等もありまして、そこを、そういうふうに整備するとなると財源的にもいろいろ多額になる部分もあるかと思うので、そこは計画的に整備を行っていくということかと思っています。

○7番（森田優二君） 予算が足りないのはよくわかります。よくわかりますけれども、やはり備蓄品の整備計画ということで、計画をしてありますから、やはりそれに近い数字はしとってほしいなというのと、次は、毎年これは、言うなれば、今言った500ミリのペットボトルでも5,000本ずつ整備するようになっていきます。そこらあたり、これは財政とも関連がありますけれども、今後の見通しとしてはいかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 防災計画にはまとめたりしております。できるだけ、それに沿った形の整備を考えていきます。

○7番（森田優二君） 防災計画では毎年計画するようになっております。予算の都合があると思いますが、計画はやはり実行するようにお願いをしたい。平成28年度の熊本地震では、備蓄品はゼロの状態でした。でしょう、町長。これも第5期の総合計画、12期の基本計画では平成26年度から備蓄品の整備計画があったと思います。これはなぜできていなかったのか。これは大きな問題なのです。その結果、平成28年の地震のときには何もなかったというのが現状でした。やはり計画は立てたからには、それを実行していかんと何もないと思います。

このようなことが二度と起きないように、最後に、町長の防災に関する特に備蓄品に、これに対する思いを一言お願いします。

○町長（藤木正幸君） お答えいたします。

防災に関しましては、私たちは災害を受けた立場です。発信しなければいけない立場です。発信しなければいけない私たちにとって、現在どうやって町民を守るかということは、必務だというふうに思っております。先ほどもありましたように、防災計画に沿って整備していきたいと思っておりますし、まず、今の見守るというところでして、町でだけでできることではありません。やはり町内各個人に、そして各区、そして私たちとともに考えて整備を行っていきたいと思っております。これから頑張ります。

○7番（森田優二君） ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時58分 散 会